

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	個人住民税賦課事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

久留米市は、個人住民税賦課事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

久留米市長

## 個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

## 公表日

## 項目一覧

I 基本情報

(別添1) 事務の内容

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

IV その他のリスク対策

V 開示請求、問合せ

VI 評価実施手続

(別添3) 変更箇所

## I 基本情報

### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税賦課に関する事務
②事務の内容 ※	<p><b>【概要】</b> 地方税法(昭和25年法律第226号)及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書(以下「申告等情報」という。)を基に、個人住民税及び森林環境税(以下「個人住民税」という。)を計算し賦課決定する。</p> <p><b>【内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①申告等情報(寄付金控除申告書、家屋敷課税申告書等含む。)の受理</li> <li>②他自治体等から久留米市への調査回答、久留米市から他自治体等への税務調査実施</li> <li>③個人住民税の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送</li> <li>④住民登録外の課税(以下「住登外課税」という。)に伴う他自治体への通知</li> <li>⑤個人住民税の減免申請書の受理及び承認又は却下の決定並びにその通知</li> <li>⑥住民・給与支払者等からの各種申請・届出書(給与所得者異動届出書等)の受理</li> <li>⑦他市課税であることが判明した場合の資料回送</li> </ul>
③対象人数	<p>[ 30万人以上 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

### 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 初期課税前処理 課税客体の把握及び関係者への通知を行い、申告受付の準備を行う。</li> <li>2. 初期課税処理 課税支援システムから連携された合算データをもとに個人住民税課税計算を行い、特別徴収義務者及び個人向けに通知書・納付書を出力する。</li> <li>3. 更正処理 当初課税処理確定後の異動情報を入力し、更正決定決議書・更正決定通知書等を出力する。</li> <li>4. 照会処理 各種データの照会を行う。</li> <li>5. 扶養・専従者管理処理 配偶者・扶養及び専従者情報の管理を行い、個人課税データとの整合性をチェックする。</li> <li>6. 統計処理 個人課税データを集計、端数処理、突合チェックを行い、課税状況調の各表を出力する。</li> <li>7. 他市町村個人課税データ管理 他自治体で住登外課税される者の課税自治体等のデータを管理する(国民健康保険、児童手当、医療等で必要な情報を一元管理する。)。</li> <li>8. 課税支援連携処理 課税支援システムへの連携を行うための連携ファイルを作成する。また、課税支援システムから連携ファイルを受取り、データベースを更新する。</li> <li>9. 年金特別徴収 年金保険者(経由機関eLTAX)と連携する年金特別徴収対象者情報等のデータを登録管理する。</li> </ol>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ○ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等 [ ○ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>

システム2~5	
システム2	
①システムの名称	課税支援システム
②システムの機能	<p>各種課税資料の効率的なデータ管理、適正な申告受付等の個人住民税当初賦課の課税準備処理を支援するシステムで、主に下記の機能を有する。</p> <p>1.住民税課税支援機能 確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書等の課税資料入力後に、資料の優先決定及び加算・減算処理等、システムで一括して合算処理を行い、画面上でデータのチェックやエラー修正を行う機能</p> <p>2.申告支援機能 PCを使用した申告受付により、前年所得情報や扶養情報、社会保険料控除等を画面上で参照でき、その場で論理チェックを行うなど、適正な申告受付を支援する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ O ] 税務システム</p> <p>[ O ] その他 ( 課税原票管理システム、行政基本システム )</p>
システム3	
①システムの名称	行政基本システム
②システムの機能	<p>1. 住登内宛名管理 既存住民基本台帳システムより住民票の異動情報を連携し、住登者の宛名データを異動する。</p> <p>2. 住登外宛名管理 オンライン画面より住登外者の宛名データを異動する。</p> <p>3. 法人宛名管理 オンライン画面より法人の宛名データを異動する。</p> <p>4. 宛名付随情報管理 送付先、口座、納税管理人等、それぞれの宛名に付隨する情報を管理する。</p> <p>5. 同一人物管理 同一人物に対して複数の宛名番号を発行した場合に、紐付け管理を行う。</p> <p>6. 返送整理機能 返送されてきた書類に関する調査情報を管理する。必要に応じて公示送達決議書、公示送達書の出力を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ O ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ O ] 宛名システム等 [ O ] 税務システム</p> <p>[ O ] その他 ( 住宅管理システム )</p>

システム4	
①システムの名称	課税原票管理システム
②システムの機能	確定申告書、給与支払報告書等の課税資料をイメージ管理する。課税資料の取込みはスキャニング・データ連携により行う。
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ○ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 課税支援システム )</p>
システム5	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	<p><b>【概要】</b> 国税庁・他自治体との申告等情報又は税額データを連携するシステムで、これらの官公署等との専用回線である。データ連携には特定個人情報も含まれ、地方税共同機構を経由して連携が行われる。ただし、個人住民税システムとの直接回線連携はない。</p> <p><b>【内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①国税庁とのデータ連携</li> <li>②他自治体とのデータ連携</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
システム6~10	
システム6	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	<p><b>【概要】</b> 提出が義務付けられている給与支払報告書等を電子データで受理し、納税義務者等に税額データを送信するシステムである。データ連携には特定個人情報も含まれ、地方税共同機構を経由して連携が行われる。ただし、個人住民税システムとの直接回線連携はない。</p> <p><b>【内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①利用者データの審査と管理</li> <li>②申告・申請・届出データの審査と管理</li> <li>③申告データの連携</li> <li>④特別徴収税額データの連携</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>

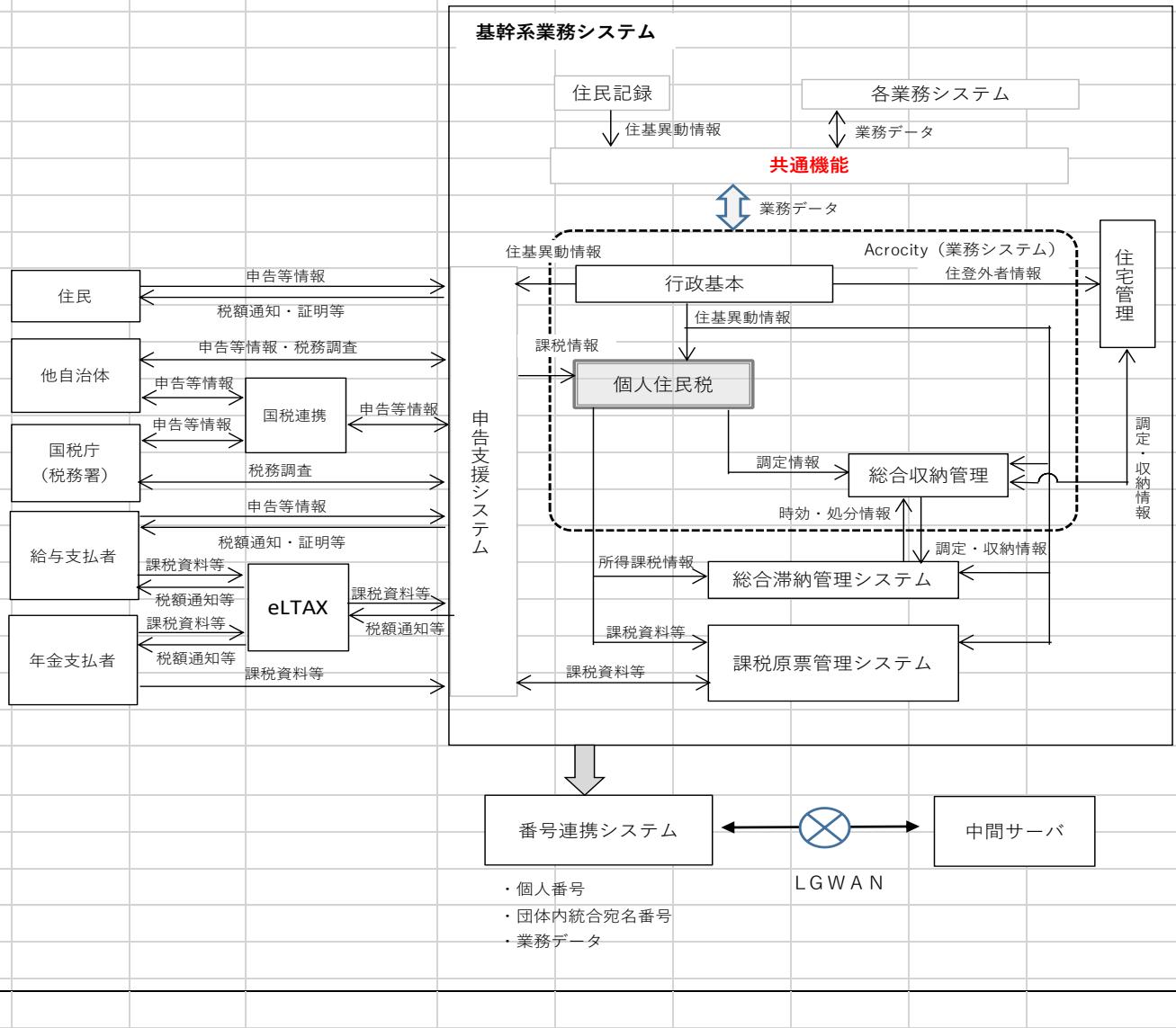
システム7	
①システムの名称	番号連携システム
②システムの機能	<p>1. 宛名管理機能 既存住民基本台帳システムより宛名の異動データを取り込み、個人番号にて同一人判定を行い、団体内統合宛名番号を採番し管理する。</p> <p>2. 情報提供機能 各業務システムより異動データを取り込み、中間サーバーに連携する。</p> <p>3. 情報照会機能 各業務の宛名番号で対象者を検索し、他自治体への情報提供を依頼し、結果をオンラインにて表示する。</p> <p>4. 符号要求機能 処理通番を要求・受信し、符号要求データを既存住民基本台帳システムに送信する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ O ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ O ] 宛名システム等 [ O ] 税務システム</p> <p>[ O ] その他 ( 中間サーバー、各業務システム )</p>
システム8	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能</p> <p>2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能</p> <p>4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合データベース及び住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する機能</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能</p> <p>10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ O ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ O ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
個人住民税情報ファイル	
<b>4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由</b>	
①事務実施上の必要性	個人住民税の賦課に当たり、提出された申告等情報と課税対象者を紐付けることができ、本人特定や複数の申告等情報を合算することが正確に行えるようになる。また、住登外課税を行う場合、久留米市において個人住民税を賦課した旨を住民登録のある他自治体へ通知するためにも必要となる。
②実現が期待されるメリット	①個人番号を含んだ多種多様な申告等情報を電子情報管理することにより、他自治体への資料回送又は他自治体からの資料回送が正確かつ効率的に実現可能となり、また課税対象者の錯誤による課税ミスを防止することが期待できる。また、久留米市で住登外課税した場合に、住民登録のある自治体でも課税される二重課税を確実に防止できる。 ②庁内他課へのデータ移転、他の行政機関等への情報提供も効率的かつ確実になされ、申請者が窓口で提出する書類が簡素化されることが期待できる。
<b>5. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表24の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条</li> </ul>
<b>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[      実施する      ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>(情報提供)</p> <p>・番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。)第2条の表の第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項</p> <p>(情報照会)</p> <p>・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項</p>
<b>7. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	市民文化部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
<b>8. 他の評価実施機関</b>	

## (別添1) 事務の内容

## (別添 1) 事務の内容

## 個人住民税賦課に関する事務の内容



(備考)

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 <b>※</b>	[ <input type="checkbox"/> システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	納税義務者及び課税調査対象者等
その必要性	個人住民税の適正賦課を実施する上で、申告等情報を紐付けるために必要な課税対象者を確定する必要がある。
④記録される項目	[ <input type="checkbox"/> 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報           <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 個人番号      [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</p> </li> <li>・連絡先等情報           <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</p> </li> <li>・その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報           <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 国税関係情報      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 地方税関係情報      [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報      [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 年金関係情報      [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p> </li> </ul>
その妥当性	<p>◎識別情報：対象者を特定するために記録</p> <p>◎連絡先情報：対象者の賦課期日の居住地の把握、税額通知等の送付先として必要なために記録</p> <p>◎業務関係情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税関係情報：対象者の所得税に係る情報に基づき、個人住民税の賦課を行うために記録</li> <li>・地方税関係情報：算出した税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷を行うために記録</li> <li>・医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報：社会保険料控除算出のために記録</li> <li>・障害者福祉関係情報：非課税判定、障害者控除算出のために記録</li> <li>・生活保護関係情報：生活保護関連の給付情報に基づき、非課税の判定を行るために記録</li> <li>・年金関係情報：対象者の年金所得に係る情報に基づき、個人住民税の賦課及び年金特徴税額の計算を行うために記録</li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	市民文化部市民税課

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 <b>※</b>		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、生活支援第1課・第2課、健康保険課、障害者 福祉課、介護保険課 ) [○] 行政機関・独立行政法人等 ( 国税庁、年金支払者(日本年金機構のみ)、地方公共 団体情報システム機構 ) [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他自治体 ) [○] 民間事業者 ( 紙と電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ) [ ] その他 ( )								
②入手方法		[○] 紙 [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [○] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )								
③入手の時期・頻度		<p>【当初賦課決定まで】          ①住基情報:毎日入手。          ②生活保護情報:1月に1度だけ入手。          ③住登外情報:1月に入手。以後課税対象者と成り得る申告等情報が入る都度入手。          ④申告等情報:1月から当初賦課決定まで複数回入手。          ⑤年金特徴対象者情報:5月に1回入手。          ⑥国保料等社会保険料情報:1月に1度だけ入手。          ⑦障害者控除該当者情報:申告で対象かどうか確認の必要がある都度入手。</p> <p>【当初賦課決定以後】          ①住基情報:12月まで毎日更新。          ②住登外情報:課税対象者と成り得る申告等情報が入る都度入手。          ③申告等情報:期間制限の適用になるまで複数回入手。          ④年金特徴対象者情報:次年度の年金特別徴収開始まで毎月入手。          ⑤障害者控除該当者情報:申告で対象かどうか確認の必要がある都度入手。</p>								
④入手に係る妥当性		個人住民税の賦課決定・賦課更正のため、法令等の範囲内で適宜、申告等情報及び税務調査による情報の収集を行う必要がある。								
⑤本人への明示		個人住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項に規定されている。								
⑥使用目的 <b>※</b>		久留米市の課税対象者(住登外課税者含む。)に対し適正な個人住民税の賦課を行う。 ※過去の年度において賦課決定及び賦課更正する者を含む。								
変更の妥当性		—								
⑦使用の主体	使用部署 <b>※</b>	市民税課、税収納推進課、各市民センター(千歳、高牟礼、耳納、筑邦、上津)、各総合支所市民福祉課(田主丸、北野、城島、三猪)								
	使用者数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 30%;">[ 100人以上500人未満 ]</td> <td style="width: 30%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 30%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[ 100人以上500人未満 ]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満		5) 500人以上1,000人未満
[ 100人以上500人未満 ]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 <b>※</b>		<p>①既存住民基本台帳システムを経由して個人番号等を取得し、課税対象者情報を作成。          ②提出された申告等情報を画像と数値の電子データ化し、課税対象者に特定。各課税対象者ごとに合算・統合、さらに精査した賦課情報ファイルを作成・保管。          ③不適合の申告等情報を他市町村で個人住民税が賦課されることが判明したものは、資料回送。          ④②で作成された賦課情報ファイルを徴収方法ごとに住民・給与支払者・年金支払者へそれぞれ税額通知。また、住登外課税した課税対象者の住民登録地に久留米市が個人住民税を賦課した旨を通知。</p>								
情報の突合 <b>※</b>		①課税対象者情報と電子データ化した申告等情報を突合。 ②非課税の判定のため、課税対象者情報と生活保護情報を突合。								
情報の統計分析 <b>※</b>		総務省で行う課税状況調査などの集計を行うが、特定の個人を判別し得るような統計は行わない。								
権利利益に影響を与える決定 <b>※</b>		個人住民税の賦課決定・賦課更正								
⑨使用開始日		平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する      [ ] <選択肢> (      3 ) 件 1) 委託する      2) 委託しない		
委託事項1	個人住民税システム・課税支援システムの運用・保守業務		
①委託内容	個人住民税システム・課税支援システムの運用・保守及び法改正等に伴うシステム改修作業		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> <選択肢> [ 特定個人情報ファイルの全体 ] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部		
対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> <選択肢> [ 10万人以上100万人未満 ] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
対象となる本人の範囲 ※	2. ③対象となる本人の範囲と同じ		
その妥当性	システム運用・保守作業を実施するためには、特定個人情報ファイル全体を対象にする必要があるため。		
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> <選択肢> [ 10人未満 ] 1) 10人未満      2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満      4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満      6) 1,000人以上		
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線      [ ] 電子メール      [ O ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ      [ ] 紙 [ O ] その他 (システムの直接操作)		
⑤委託先名の確認方法	久留米市情報公開条例(平成13年久留米市条例第24号)第5条に基づく開示請求にて確認できる。		
⑥委託先名	行政システム九州・テクノカルチャーシステム共同企業体		
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> <選択肢> [ 再委託しない ] 1) 再委託する      2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項2~5							
委託事項2	個人住民税賦課等業務						
①委託内容	課税資料の開封、提出書類の受付・分類作業、給与支払報告書・年金支払報告書・市県民税申告書の整理・確認・補正及び補記、パンチ用課税資料等のスキャニング、確定申告書のデータ入力、本人照会文書の作成、課税資料の他市への回送、扶養控除・障害控除に係る調査、課税資料等のパンチ・スキャニング業務、特別徴収の手続等に関する業務等						
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 特定個人情報ファイルの全体 ]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>						
対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>						
対象となる本人の範囲 ※	2. ③対象となる本人の範囲と同じ						
その妥当性	個人住民税賦課に係る業務を実施するためには、特定個人情報ファイル全体を対象にする必要があるため。						
③委託先における取扱者数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10人以上50人未満 ]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>						
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ○ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ○ ] 紙</p> <p>[ ○ ] その他 (システムの直接操作 )</p>						
⑤委託先名の確認方法	久留米市情報公開条例第5条に基づく開示請求にて確認できる。						
⑥委託先名	TOPPANエッジ株式会社西日本営業統括本部九州第一営業本部						
再委託	<table border="1"> <tr> <td>⑦再委託の有無 ※</td> <td> <p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 再委託しない ]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p> </td> </tr> <tr> <td>⑧再委託の許諾方法</td> <td></td></tr> <tr> <td>⑨再委託事項</td> <td></td></tr> </table>	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 再委託しない ]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>	⑧再委託の許諾方法		⑨再委託事項	
⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 再委託しない ]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>						
⑧再委託の許諾方法							
⑨再委託事項							

<b>委託事項3</b>		個人住民税の納税・税額通知書、申告書等の印字、封入・封緘業務
①委託内容		個人住民税の税額通知書、納税通知書、申告書等を納税義務者等に発送するための印字、封入・封緘作業
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 特定個人情報ファイルの一部 ]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
	対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
	対象となる本人の範囲 <b>※</b>	2. ③対象となる本人の範囲のうち各種通知等の発送対象者
	その妥当性	多種多様な通知書等を期限までに到達するように印字、発送するためには専門業者への委託が必要不可欠。
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10人以上50人未満 ]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 専用線    [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール    [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ    [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑤委託先名の確認方法		久留米市情報公開条例第5条に基づく開示請求にて確認できる。
⑥委託先名		TOPPANエッジ株式会社西日本営業統括本部九州第一営業本部
<b>再委託</b>	⑦再委託の有無 <b>※</b>	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 再委託しない ]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

**5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)**

提供・移転の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 提供を行っている ( 74 ) 件 [ <input checked="" type="radio"/> ] 移転を行っている ( 25 ) 件 [    ] 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の1の項
②提供先における用途	健康保険法(大正11年法律第70号)第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 10万人以上100万人未満 [ <input type="checkbox"/> ] 1万人未満 [ <input type="checkbox"/> ] 1万人以上10万人未満 [ <input type="checkbox"/> ] 10万人以上100万人未満 [ <input type="checkbox"/> ] 100万人以上1,000万人未満 [ <input type="checkbox"/> ] 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

**提供先2~5**

提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の2の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 10万人以上100万人未満 [ <input type="checkbox"/> ] 1万人未満 [ <input type="checkbox"/> ] 1万人以上10万人未満 [ <input type="checkbox"/> ] 10万人以上100万人未満 [ <input type="checkbox"/> ] 100万人以上1,000万人未満 [ <input type="checkbox"/> ] 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先3</b>	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の3の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先4</b>	総務大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の4の項
②提供先における用途	恩給法(大正12年法律第48号。他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先5</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の5の項
②提供先における用途	船員保険法(昭和14年法律第73号)第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先6～10	
提供先6	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の7の項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた雇用保険法等の一部を改正する法律第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[選択肢]&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先7	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の11の項
②提供先における用途	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[選択肢]&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先8	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の13の項
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[選択肢]&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先9</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の15の項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[選択肢]            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先10</b>	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の20の項
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[選択肢]            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先11~15</b>	
<b>提供先11</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の28の項
②提供先における用途	予防接種法(昭和23年法律第68号)による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[選択肢]            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先12</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の37の項
②提供先における用途	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[選択肢]&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: left;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先13</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の39の項
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[選択肢]&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: left;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先14</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項
②提供先における用途	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[選択肢]&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: left;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先15</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[選択肢]&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先16~20</b>	
<b>提供先16</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の49の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[選択肢]&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先17</b>	公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の53の項
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[選択肢]&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先18</b>	日本私立学校振興・共済事業団		
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の57の項		
②提供先における用途	私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの		
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者		
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>		
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度		
<b>提供先19</b>	厚生労働大臣又は共済組合等		
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の58の項		
②提供先における用途	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの		
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者		
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>		
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度		
<b>提供先20</b>	文部科学大臣又は都道府県教育委員会		
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の59の項		
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの		
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者		
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>		
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度		

<b>移転先1</b>	健康福祉部障害者福祉課	
①法令上の根拠	久留米市個人番号の利用に関する条例(平成27年久留米市条例第42号。以下「久留米市番号利用条例」という。)別表第2の2の項	
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって久留米市個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年久留米市規則第96号。以下「久留米市番号利用規則」という。)で定めるもの	
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項又は賦課徴収に関する情報(以下「地方税関係等情報」という。)であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者	
⑥移転方法	<p>[ ○ ] 庁内連携システム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ○ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
<b>移転先2~5</b>		
<b>移転先2</b>	子ども未来部家庭子ども相談課	
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の3の項	
②移転先における用途	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者	
⑥移転方法	<p>[ ○ ] 庁内連携システム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ○ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
<b>移転先3</b>	健康福祉部保健所保健予防課	
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の4の項	
②移転先における用途	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者	
⑥移転方法	<p>[ ○ ] 庁内連携システム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ○ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

<b>移転先4</b>	健康福祉部障害者福祉課	
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の4の2の項	
②移転先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者	
⑥移転方法	<p>[ ○ ] 庁内連携システム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ○ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
<b>移転先5</b>	健康福祉部健康保険課	
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の8の項	
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者	
⑥移転方法	<p>[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ○ ] 紙</p> <p>[ ○ ] その他 ( システム内連携 )</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
<b>移転先6~10</b>		
<b>移転先6</b>	健康福祉部医療・年金課	
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の9の項	
②移転先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者	
⑥移転方法	<p>[ ○ ] 庁内連携システム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ○ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

<b>移転先7</b>	健康福祉部障害者福祉課	
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の9の2の項	
②移転先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者	
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
<b>移転先8</b>	健康福祉部長寿支援課	
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の11の項	
②移転先における用途	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者	
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
<b>移転先9</b>	健康福祉部障害者福祉課	
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の13の2の項	
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者	
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

<b>移転先10</b>	健康福祉部健康保険課	
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の16の項	
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者	
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
<b>移転先11~15</b>		
<b>移転先11</b>	健康福祉部介護保険課	
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の19の項	
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者	
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
<b>移転先12</b>	健康福祉部保健所健康推進課	
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の20の項	
②移転先における用途	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者	
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

<b>移転先13</b>	健康福祉部障害者福祉課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の21の項
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	<p>[ ○ ] 庁内連携システム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ○ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先14</b>	都市建設部住宅政策課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の23の項
②移転先における用途	高齢者等住宅改造補助事業による高齢者等住宅改造補助金の交付に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	<p>[ ○ ] 庁内連携システム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ○ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先15</b>	健康福祉部介護保険課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の24の項
②移転先における用途	介護保険利用者負担に係る社会福祉法人等による軽減措置に対する助成事業補助金の交付に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	<p>[ ○ ] 庁内連携システム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ○ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先16~20	
移転先16	健康福祉部介護保険課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の25の項
②移転先における用途	訪問介護利用者負担額減額措置に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	<p style="text-align: center;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙</p> <p style="text-align: center;">[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先17	健康福祉部介護保険課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の26の項
②移転先における用途	中山間地域等における加算に係る介護保険サービス利用者負担額軽減措置に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	<p style="text-align: center;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙</p> <p style="text-align: center;">[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先18	健康福祉部生活支援第1課・第2課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の27の項
②移転先における用途	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	<p style="text-align: center;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙</p> <p style="text-align: center;">[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>移転先19</b>	都市建設部市営住宅課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の28の項
②移転先における用途	久留米市コミュニティ住宅条例(平成11年久留米市条例第17号)によるコミュニティ住宅の管理に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>移転先20</b>	都市建設部市営住宅課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の29の項
②移転先における用途	久留米市営住宅条例(平成9年久留米市条例第24号)による単独住宅の管理に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

## 6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 <span style="color:red;">※</span>		<p>&lt;久留米市における措置&gt; 電子錠にて入退室管理を行っている情報システム室に設置したサーバ内に保管している。 情報システム室への入室は管理者の許可を受けなければ、入室できない。 サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証を行い、操作資格者を限定している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次の要件を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>												
②保管期間	期間	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <table style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td>10) 定められていない</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
その妥当性	地方税法第17条の5より個人住民税の賦課決定及び賦課更正処理は、最大7年間遡及できるため。													
③消去方法		<p>&lt;個人住民税システム・国税連携システム・eLTAXシステムにおける措置&gt; ①紙等の媒体で提出された申告等情報は、保存期間を経過した後、市民税課にて久留米市設置のごみ処理施設内の機密文書シュレッダー施設にて処理する。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、特定個人情報のデータについて復元できないよう物理的破壊又は、専用ソフトを利用して消去を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p>												
7. 備考														

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1)個人住民税情報ファイル

住民税	61 転入前住所_郵便番号	123 世帯主コード
No. 項目名	62 転入前住所_市区町村コード	124 自治会コード
1 市区町村コード	63 転入前住所_町字コード	125 事業所・家屋敷課税対象者_宛名番号
2 課税年度	64 転入前住所_都道府県	126 物件情報管理一連番号
3 宛名番号	65 転入前住所_市区郡町村名	127 課税非課税区分
4 個人履歴番号	66 転入前住所_町字	128 物件所在地_郵便番号
5 最新フラグ	67 転入前住所_番地号表記	129 物件所在地
6 無効区分	68 転入前住所_方書	130 物件所在地_市区町村コード
7 未申告区分	69 転入前住所_国名コード	131 物件所在地_都道府県
8 税業務住民種別	70 転入前住所_国名等	132 物件所在地_市区郡町村名
9 住所_郵便番号	71 転入前住所_国外住所	133 物件所在地_町字
10 住所	72 転出先住所_郵便番号	134 物件所在地_番地号表記
11 住所_市区町村コード	73 転出先住所_市区町村コード	135 物件所在地_方書
12 大字コード	74 転出先住所_町字コード	136 店舗名
13 小字コード	75 転出先住所_都道府県	137 電話番号
14 本番	76 転出先住所_市区郡町村名	138 家屋敷区分
15 枝番	77 転出先住所_町字	139 被扶養者_宛名番号
16 小枝番	78 転出先住所_番地号表記	140 扶養者_宛名番号
17 小小枝番	79 転出先住所_方書	141 被扶養者履歴番号
18 住所_都道府県	80 筆頭者	142 扶養関係区分
19 住所_市区郡町村名	81 世帯番号	143 専従区分
20 住所_町字	82 寡婦死別離別区分	144 障害区分
21 住所_番地号表記	83 本籍	145 扶養区分
22 住所_方書	84 本籍_都道府県	146 世帯外被扶養者区分
23 氏名_振り仮名(フリガナ)	85 本籍_市区郡町村名	147 住登外被扶養者区分
24 氏_日本人_振り仮名	86 本籍_町字	148 世帯外配偶者区分
25 名_日本人_振り仮名	87 本籍_地番号または、街区符号	149 配偶者・被扶養者の合計所得
26 氏名	88 国民健康保険_納付額_特別徴収分	150 国外居住親族扶養控除等適用書類_提出有無
27 氏_日本人	89 国民健康保険_納付額_普通徴収分	151 専従者続柄1
28 名_日本人	90 国民健康保険_現在の国保資格区分	152 専従者続柄2
29 性別	91 介護保険_納付額_特別徴収分	153 専従者続柄3
30 生年月日元号	92 介護保険_納付額_普通徴収分	154 専従者続柄4
31 生年月日	93 介護保険_現在の加入有無	155 扶養者は正対象控除
32 続柄コード1	94 生活保護の受給開始年月日	156 扶養者は正理由
33 続柄コード2	95 生活保護の受給廃止年月日	157 登録根拠区分
34 続柄コード3	96 生活保護の受給停止年月日	158 設定根拠区分
35 続柄コード4	97 生活保護の受給停止解除年月日	159 専従者控除額
36 氏名_外国人漢字	98 生活保護区分	160 年齢
37 氏名_外国人アルファベット	99 後期高齢者医療_納付額_特別徴収分	161 続柄
38 通称	100 後期高齢者医療_納付額_普通徴収分	162 専従給与収入額
39 通称_フリガナ	101 後期高齢者医療_現在の介入有無	163 事業所コード
40 在留資格	102 障害者控除認定書の障害区分	164 資料区分
41 在留期間等コード_年	103 障害等級	165 資料番号
42 在留期間等コード_月	104 初回手帳交付年月日	166 課税情報履歴番号
43 在留期間等コード_日	105 手帳返還年月日	167 徴収区分
44 在留期間等満了年月日	106 手帳再交付年月日	168 徴収区分2
45 氏名優先区分	107 精神障害者保健福祉手帳_有効期間終了年月日	169 徴収区分3
46 国籍_国名コード	108 住民登録外課税区分	170 課税前フラグ
47 国籍名等	109 住民登録外課税者住民登録市区町村コード	171 世帯コード
48 住民状態	110 住登外通知の通知結果	172 特別徴収義務者指定番号
49 住民増異動日	111 他団体課税対象区分	173 事業所内一連番号
50 住民減異動日	112 他団体課税対象者の課税先市区町村コード	174 受給者番号
51 住民となった年月日	113 合併前_市区町村コード	175 課税非課税区分(森林環境税)
52 異動年月日	114 個人住民税申告書発送希望	176 強制非課税区分
53 異動届出年月日	115 発送希望引継ぎ期間区分	177 公的年金の種類
54 異動事由	116 申告案内文書発送希望	178 年特継続区分
55 転出予定年月日	117 事業所・家屋敷課税の申告書発送希望	179 非課税判定区分
56 転出届出年月日(転出異動日)	118 基礎年金番号	180 年金特徴中止区分
57 転出年月日(確定)	119 市税事務所コード	181 翌年度仮徴収中止区分
58 消除の届出年月日	120 出国期間_開始年月日	182 青白区分
59 消除の異動年月日	121 出国期間_終了年月日	183 配専区分
60 消除の事由	122 削除フラグ	184 本人専従者区分

185	特徴一括徴収区分	247	特別障害者人数	309	普徴11期_期割充当又は委託納付額
186	更正理由区分	248	同居特別障害者内数	310	普徴12期_期割充当又は委託納付額
187	異動日	249	国外居住扶養人数	311	普徴1期_内年特期割額
188	更正日	250	配偶者の国外居住区分	312	普徴2期_内年特期割額
189	通知年月日	251	他専人数	313	普徴3期_内年特期割額
190	更正入力年月日	252	専従者控除(配偶者)	314	普徴4期_内年特期割額
191	特徴開始月	253	専従者控除(その他)	315	普徴5期_内年特期割額
192	特徴終了月	254	公的年金等以外の合計所得金額	316	普徴6期_内年特期割額
193	普徴開始期	255	セルフメディケーション税制適用有無	317	普徴7期_内年特期割額
194	普徴終了期	256	外国税額控除余裕額	318	普徴8期_内年特期割額
195	年金特徴開始月	257	外国税額控除限度額	319	普徴9期_内年特期割額
196	年金特徴終了月	258	年税額	320	普徴10期_内年特期割額
197	23歳未満扶養親族	259	普徴年税額	321	普徴11期_内年特期割額
198	所得金額調整控除区分	260	特徴年税額	322	普徴12期_内年特期割額
199	特徴仮算フラグ	261	年特年税額	323	通知書番号
200	年金保険者用整理番号	262	予納区分	324	特徴1期_事業所コード
201	年金コード	263	予納年月日	325	特徴2期_事業所コード
202	通知コード	264	予納額	326	特徴3期_事業所コード
203	処理結果	265	控除不足額	327	特徴4期_事業所コード
204	非課税所得区分	266	減免区分	328	特徴5期_事業所コード
205	均等割区分	267	減免割合	329	特徴6期_事業所コード
206	通知書発行区分	268	減免期別	330	特徴7期_事業所コード
207	通知書発行日(普徴)	269	減免開始月	331	特徴8期_事業所コード
208	通知書発行日(特徴)	270	減免開始期	332	特徴9期_事業所コード
209	法定納期限等	271	減免の開始期(年特)	333	特徴10期_事業所コード
210	強制変更フラグ	272	減免決定通知日	334	特徴11期_事業所コード
211	寡婦非課税区分	273	免除区分(森林環境税)	335	特徴12期_事業所コード
212	肉用牛課税区分	274	免除開始月(森林環境税)	336	特徴1期_特別徴収義務者指定番号
213	均等割優先区分	275	免除開始期(森林環境税)	337	特徴2期_特別徴収義務者指定番号
214	納期特例区分	276	免除決定通知日(森林環境税)	338	特徴3期_特別徴収義務者指定番号
215	特定取得区分	277	所得・収入コード	339	特徴4期_特別徴収義務者指定番号
216	住宅借入金等特別控除適用数	278	所得金額	340	特徴5期_特別徴収義務者指定番号
217	住宅借入金等特別控除可能額	279	課税標準コード	341	特徴6期_特別徴収義務者指定番号
218	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	280	課税標準額	342	特徴7期_特別徴収義務者指定番号
219	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	281	市町村民税所得割	343	特徴8期_特別徴収義務者指定番号
220	住宅借入金等特別控除適用年月日(1回目)	282	都道府県民税所得割	344	特徴9期_特別徴収義務者指定番号
221	住宅借入金等特別控除適用年月日(2回目)	283	税額・税額控除コード	345	特徴10期_特別徴収義務者指定番号
222	住宅借入金等特別税額控除摘要	284	税額控除金額	346	特徴11期_特別徴収義務者指定番号
223	異動連携連番	285	市町村民税控除額	347	特徴12期_特別徴収義務者指定番号
224	優先課税資料区分	286	都道府県民税控除額	348	特徴1期_期割税額
225	確定申告書提出有無	287	普徴1期_期割税額	349	特徴2期_期割税額
226	個人住民税申告書提出有無	288	普徴2期_期割税額	350	特徴3期_期割税額
227	確定申告日	289	普徴3期_期割税額	351	特徴4期_期割税額
228	控除対象配偶者区分	290	普徴4期_期割税額	352	特徴5期_期割税額
229	扶養控除対象区分	291	普徴5期_期割税額	353	特徴6期_期割税額
230	配特控除区分	292	普徴6期_期割税額	354	特徴7期_期割税額
231	本人該当区分_同一生計配偶者	293	普徴7期_期割税額	355	特徴8期_期割税額
232	本人該当区分_障害	294	普徴8期_期割税額	356	特徴9期_期割税額
233	本人該当区分_寡婦・ひとり親	295	普徴9期_期割税額	357	特徴10期_期割税額
234	本人該当区分_勤労学生	296	普徴10期_期割税額	358	特徴11期_期割税額
235	本人該当区分_年少扶養	297	普徴11期_期割税額	359	特徴12期_期割税額
236	本人該当区分_未成年	298	普徴12期_期割税額	360	特徴1期_期割充当又は委託納付額
237	本人該当区分_老年者	299	普徴1期_期割充当又は委託納付額	361	特徴2期_期割充当又は委託納付額
238	1月1日離婚・再婚区分	300	普徴2期_期割充当又は委託納付額	362	特徴3期_期割充当又は委託納付額
239	扶養人数_合計	301	普徴3期_期割充当又は委託納付額	363	特徴4期_期割充当又は委託納付額
240	一般扶養人数	302	普徴4期_期割充当又は委託納付額	364	特徴5期_期割充当又は委託納付額
241	特定扶養人数	303	普徴5期_期割充当又は委託納付額	365	特徴6期_期割充当又は委託納付額
242	老人扶養人数	304	普徴6期_期割充当又は委託納付額	366	特徴7期_期割充当又は委託納付額
243	同居老人扶養人数	305	普徴7期_期割充当又は委託納付額	367	特徴8期_期割充当又は委託納付額
244	年少扶養人数	306	普徴8期_期割充当又は委託納付額	368	特徴9期_期割充当又は委託納付額
245	扶養障害者数_合計	307	普徴9期_期割充当又は委託納付額	369	特徴10期_期割充当又は委託納付額
246	普通障害者人数	308	普徴10期_期割充当又は委託納付額	370	特徴11期_期割充当又は委託納付額

371	特徴12期_期割充当又は委託納付額	433	取込日	495	特徴宛名番号
372	年金特徴4月_期割税額	434	事業者名(カナ)	496	連絡先電話(内線)
373	年金特徴6月_期割税額	435	事業者名	497	1月1日現在の住所
374	年金特徴8月_期割税額	436	申告の種類	498	未徴収税額[自]年月
375	年金特徴10月_期割税額	437	あて先	499	未徴収税額[至]年月
376	年金特徴12月_期割税額	438	提出年月日	500	異動の事由(事由・理由)
377	年金特徴2月_期割税額	439	特徴義務者名称	501	特徴継続先指定番号
378	翌年度年金特徴4月_仮徴収期割税額	440	特徴義務者郵便番号	502	特徴継続先指定番号(新規)
379	翌年度年金特徴6月_仮徴収期割税額	441	特徴義務者所在地	503	特徴継続先法人番号
380	翌年度年金特徴8月_仮徴収期割税額	442	特徴義務者指定番号	504	特徴継続先郵便番号
381	届出税務署名	443	連絡先課	505	特徴継続先所在地
382	届出日	444	連絡先係	506	特徴継続先名称カナ
383	届出様式番号	445	連絡先氏名	507	特徴継続先名称
384	租税条約適用国・該当条文	446	連絡先電話番号	508	特徴継続先連絡先所属
385	国籍	447	特徴利用者ID	509	特徴継続先連絡先氏名
386	入国日	448	個人番号	510	特徴継続先連絡先電話
387	恒久的施設の有無	449	氏名(フリガナ)	511	特徴継続先連絡先電話(内線)
388	恒久的施設_名称	450	郵便番号	512	特徴継続先月割額
389	恒久的施設_所在地_郵便番号	451	勤務先名称	513	特徴継続先納入開始月
390	恒久的施設_所在地	452	勤務先郵便番号	514	特徴継続先受給者番号
391	恒久的施設_所在地_市区町村コード	453	勤務先所在地	515	特徴継続先納入書の要否
392	恒久的施設_所在地_都道府県	454	勤務先電話番号	516	一括徴収予定月日
393	恒久的施設_所在地_市区郡町村名	455	徴収済[自]年	517	一括徴収納入月
394	恒久的施設_所在地_町字	456	徴収済[自]月	518	普通徴収理由
395	恒久的施設_所在地_番地号表記	457	徴収済[至]年	519	普通徴収1年
396	恒久的施設_所在地_方書	458	徴収済[至]月	520	普通徴収2年
397	報酬・給与の支払者に関する事項_宛名番号	459	徴収済額	521	徴収済[自]年月
398	日本国内にある事務所_名称	460	未徴収税額	522	徴収済[至]年月
399	日本国内にある事務所_所在地_郵便番号	461	異動年月日_年	523	理由1年
400	日本国内にある事務所_所在地	462	異動年月日_月	524	理由2年
401	日本国内にある事務所_所在地_市区町村コード	463	異動年月日_日	525	納税者ID
402	日本国内にある事務所_所在地_町字コード	464	異動の事由	526	事業所管理履歴番号
403	日本国内にある事務所_所在地_都道府県	465	未徴収税額徴収区分	527	納入区分
404	日本国内にある事務所_所在地_市区郡町村名	466	普通徴収理由区分	528	個人事業主・法人区分
405	日本国内にある事務所_所在地_町字	467	給与支払額	529	eLTAX有無
406	日本国内にある事務所_所在地_番地号表記	468	控除社会保険料額	530	返戻有無
407	日本国内にある事務所_所在地_方書	469	一括徴収理由区分	531	特別徴収税額決定・変更通知の送付希望
408	報酬・給与に関する事項_提供する役務の概要	470	一括徴収理由1年	532	電話番号_会社経理担当
409	報酬・給与に関する事項_役務提供期間	471	一括徴収理由1月	533	電話番号_税理士
410	報酬・給与に関する事項_報酬・給与の支払期日	472	一括徴収理由1日	534	電話番号_給与事務委託先
411	報酬・給与に関する事項_報酬・給与の支払方法	473	一括徴収理由2年	535	内線番号
412	報酬・給与に関する事項_報酬・給与の金額及び月額・年額の区分	474	徴収予定期1	536	担当係
413	備考	475	徴収予定期1	537	会計事務所_名称
414	租税条約に該当する給与収入金額	476	徴収予定期1	538	会計事務所_電話番号
415	事由区分	477	徴収予定期2	539	特別徴収の指定/不指定
416	理由区分	478	徴収予定期2	540	給与支払報告書形態区分
417	事由内容	479	徴収予定期2	541	市区町村内外区分
418	理由内容	480	徴収予定期3	542	支払者区分
419	所得控除コード	481	徴収予定期3	543	各種サイン
420	控除金額	482	徴収予定期3	544	他年度台帳の有無
421	連携区分	483	徴収予定期額合計	545	給与支払報告書番号
422	連携職員番号(申告支援)	484	市町村記入欄	546	納付書送付要否
423	連携職員番号(Acrocity)	485	普徴済期	547	税額通知(特別徴収義務者用)の送付形態
424	退職一括月	486	納期限月	548	税額通知(納税義務者用)の送付形態
425	連携処理年月日	487	納期限日	549	eLTAX税額通知用のメールアドレス
426	連携処理時刻	488	普徴納付済期区分	550	受付有無
427	受付番号	489	普徴納付済額	551	納期の特例の開始月
428	XML連番	490	納税通知書番号	552	納期の特例の終了月
429	事業者コード	491	口座振替該当有無	553	給与支払報告書発送希望
430	様式ID	492	納付所の送付	554	帳票出力順_第1優先
431	手続ID	493	年度	555	帳票出力順_第2優先
432	データ処理区分	494	特徴義務者名称カナ	556	連絡先メールアドレス

557	休業区分	617	異動前月割税額 4月	677	情報提供者部署コード
558	除籍区分	618	異動前月割税額 5月	678	情報提供者ユーザ I D
559	除籍年月日	619	異動前合計税額	679	実データ部
560	本店_所在地_郵便番号	620	異動前処理日	680	個人番号未付番区分
561	本店_所在地	621	異動前事業所コード	681	業務コード
562	本店_所在地_市区町村コード	622	レコード区分	682	開示区分
563	本店_所在地_町字コード	623	都道府県コード	683	本人区分
564	本店_所在地_都道府県	624	市町村コード	684	優先区分
565	本店_所在地_市区郡町名	625	特別徴収義務者コード	685	課税区分
566	本店_所在地_町字	626	通知内容コード	686	営業所得等
567	本店_所在地_番地号表記	627	予備 1	687	農業所得
568	本店_所在地_方書	628	特別徴収制度コード	688	その他事業所得
569	本店_電話番号	629	作成日	689	不動産所得
570	事業所調定情報履歴番号	630	年金保険者用整理番号 1	690	利子所得
571	通知書発行日	631	予備 2	691	配当所得（控除あり）
572	月割税額6月	632	氏名カナ	692	配当所得（控除なし）
573	月割税額7月	633	シフトコード 1	693	給与収入
574	月割税額8月	634	氏名漢字	694	専従者給与収入（内数）
575	月割税額9月	635	シフトコード 2	695	給与特定支出控除
576	月割税額10月	636	住所カナ	696	給与所得
577	月割税額11月	637	シフトコード 3	697	年金収入
578	月割税額12月	638	住所漢字	698	年金所得
579	月割税額1月	639	シフトコード 4	699	雑所得（その他）
580	月割税額2月	640	各種区分	700	総合譲渡短期所得
581	月割税額3月	641	予備 3	701	総合譲渡短期控除
582	月割税額4月	642	各種年月日	702	総合譲渡長期所得
583	月割税額5月	643	金額 1	703	総合譲渡長期控除
584	特別徴収額（年額）	644	金額 2	704	総合譲渡一時所得
585	月別従業員数6月	645	金額 3	705	総合譲渡一時控除
586	月別従業員数7月	646	金額 4	706	土地等事業雑
587	月別従業員数8月	647	金額 5	707	超短期所得
588	月別従業員数9月	648	金額 6	708	分離譲渡短期一般所得
589	月別従業員数10月	649	金額 7	709	分離譲渡短期一般控除
590	月別従業員数11月	650	金額 8	710	分離譲渡短期特定所得
591	月別従業員数12月	651	停止年月	711	分離譲渡短期特定控除
592	月別従業員数1月	652	予備 4	712	分離譲渡長期一般所得
593	月別従業員数2月	653	年金保険者用整理番号 2	713	分離譲渡長期一般控除
594	月別従業員数3月	654	予備 5	714	分離譲渡長期優良所得
595	月別従業員数4月	655	履歴番号	715	分離譲渡長期優良控除
596	月別従業員数5月	656	特別徴収区分	716	分離譲渡長期特定所得
597	従業員数合計	657	媒体コード	717	分離譲渡長期特定控除
598	事業所個人管理履歴番号	658	回付先区分	718	分離譲渡長期居住所得
599	入力日	659	進捗区分	719	分離譲渡長期居住控除
600	勤続年数	660	付設区分	720	株式譲渡所得（非公開）
601	退職日	661	利用団体コード	721	株式譲渡所得（上場分）
602	就職日	662	データ種別	722	株式譲渡控除
603	更正理由	663	異動SEQ	723	商品先物取引
604	転勤退職異動事由	664	番号体系	724	山林所得
605	特別徴収総額（年額）	665	統合宛名番号	725	山林控除
606	処理日	666	基幹系登録区分	726	退職所得
607	異動前月割税額6月	667	特定個人情報名コード	727	変動所得前2年分
608	異動前月割税額 7月	668	データセット識別項目コード	728	変動所得当年分
609	異動前月割税額 8月	669	データセットレコードのキー	729	臨時所得
610	異動前月割税額 9月	670	版番号	730	繰越控除純損失総所得
611	異動前月割税額 10月	671	親データセットレコードのキー	731	繰越控除純損失超短期
612	異動前月割税額 11月	672	確定時点	732	繰越控除純損失土地
613	異動前月割税額 12月	673	修正日時	733	繰越控除純損失短期
614	異動前月割税額 1月	674	公開開始日	734	繰越控除純損失長期
615	異動前月割税額 2月	675	公開終了日	735	繰越控除純損失長期居住
616	異動前月割税額 3月	676	行政区コード	736	繰越控除純損失株式譲渡

737	繰越控除純損失先物取引	797	所得税額（税額控除前）
738	繰越控除純損失山林	798	所得税額（定率減税前）
739	繰越控除雑損失	799	所得税額（定率減税後）
740	肉用牛免税所得	800	合計所得金額
741	肉用牛免税以外	801	総所得金額等
742	肉用牛壳却価格	802	総所得金額
743	非課税所得	803	市町差引前所得割
744	配当割控除額	804	県差引前所得割
745	株式譲渡割控除額	805	市町差引均等割
746	雑損控除	806	県差引均等割
747	医療費控除	807	市町差引所得割
748	社会保険控除	808	県差引所得割
749	小規模共済	809	文書番号
750	本人専従者	810	送信先市（区町村）長
751	専従配偶者	811	発出者
752	専従者その他	812	送信元市（区町村）
753	金額（専給控除）	813	フリガナ
754	本人障害者	814	課税年1月1日住所
755	本人夫有り・未成年	815	課税年1月1日住所市区町村コード
756	本人老年者	816	課税年1月1日住基地住所
757	本人寡婦・寡夫・特寡	817	課税年1月1日住基地住所市区町村コード
758	本人勤労学生	818	普通徴収区分
759	配偶者控除区分	819	特別徴収区分（給与）
760	扶養その他	820	特別徴収区分（公的年金）
761	扶養特定	821	備考1
762	扶養老人	822	備考2
763	扶養同居老親	823	備考3
764	扶養普通障害	824	部局課
765	扶養特別障害	825	担当者
766	扶養同居特別障害	826	受理区分
767	扶養人數年少	827	賦課年度
768	分離短期一般特例条文	828	発行履歴番号
769	分離短期特定特例条文	829	通知日
770	分離長期一般特例条文	830	帳票ID
771	分離長期優良特例条文	831	個別対応の事由
772	分離長期特定特例条文	832	通知事由
773	分離長期居住特例条文	833	納税協力会の構成員
774	配偶者特別控除	834	当初・更正区分
775	生命保険控除	835	非課税判定区分（森林環境税）
776	個人年金控除	836	課税区
777	基礎控除	837	業務詳細（税目）コード
778	老年者控除	838	抑止開始日
779	寡婦・寡夫・特寡控除	839	抑止終了日
780	勤労学生控除	840	処理注意区分
781	本人障害控除	841	証明書発行禁止フラグ
782	本人特別障害控除	842	メモ
783	配偶者一般控除		
784	配偶者老人控除		
785	配偶者特別障害控除		
786	扶養一般控除		
787	扶養老人控除		
788	扶養同居老人控除		
789	扶養障害控除		
790	扶養特別障害控除		
791	扶養同居特別障害控除		
792	扶養特定控除		
793	控除合計		
794	寄付金控除額		
795	扶養加算金		
796	損害保険控除額		

給報		
No.	項目名	
1	課税区	61 生保控除計算値
2	更新日時	62 納税額（源泉）計算値
3	住民番号	63 住宅借入金等の額（1回目）
4	年度ID	64 住宅借入金等の額（2回目）
5	履歴ID	65 被災分借入金等の額（1回目）
6	PAGE ID	66 被災分借入金等の額（2回目）
7	元生年月日	67 災害者に係る徴収猶予税額
8	元カナ氏名	68 他の支払者の徴収税額
9	マイナンバー	69 一般生命保険料支払額（新）
10	給報ID	70 個人年金支払額（新）
11	法人番号	71 介護保険料支払額（新）
12	事業所番号	72 一般生命保険料支払額（旧）
13	事業所名	73 基礎控除（入力値）
14	受給者番号	74 所得金額調整控除①（入力値）
15	事業所内個人整理番号	75 基礎控除（計算値）
16	給報年金セレクト	76 所得金額調整控除（計算値）
17	優先フラグ	77 予約
18	特徴フラグ	78 納税額（源泉）置換前元原票値
19	専給フラグ	79 所得控除置換前元原票値
20	他給に合算されているフラグ	80 配偶者控除（計算値）
21	再提出	81 配偶者控除置換前元原票値
22	従たる記載あり	82 エラーコード5
23	エラーフラグ	83 データフラグ
24	エラーコード1	84 備考
25	エラーコード2	85 データフラグ2
26	エラーコード3	86 前職QID1
27	エラーコード4	87 前職QID2
28	給報出力済フラグ	88 前職QID3
29	単票チェックエラーフラグ	89 前職QID4
30	合算済み区分コード	90 前職QID5
31	エラー確認済み	91 前職収入1
32	住登外課税	92 前職収入2
33	e L T a x配信	93 前職収入3
34	給与／報酬の別	94 前職収入4
35	条約免除	95 前職収入5
36	国外居住	96 前職社会保険料1
37	支払年分エラー	97 前職社会保険料2
38	年調済みかもしないフラグ	98 前職社会保険料3
39	無効化理由	99 前職社会保険料4
40	特→普置換対象フラグ	100 前職社会保険料5
41	予備	101 前職源泉徴収税額1
42	予備	102 前職源泉徴収税額2
43	収入金	103 前職源泉徴収税額3
44	控除後の金額	104 前職源泉徴収税額4
45	所得控除額合計	105 前職源泉徴収税額5
46	源泉税額	106 前職退職年月日1
47	前職収入1	107 前職退職年月日2
48	社会保険料控除額	108 前職退職年月日3
49	生命保険料控除額	109 前職退職年月日4
50	個人年金支払額（旧）	110 前職退職年月日5
51	地震保険料控除額	111 前職事業所番号1
52	旧長期支払額	112 前職事業所番号2
53	小規模企業共済	113 前職事業所番号3
54	住宅借入金等特別控除額	114 前職事業所番号4
55	復興特別所得税	115 前職事業所番号5
56	国民年金保険料の金額	116 前職事業所名称1
57	配偶者の合計所得	117 前職事業所名称2
58	配偶者（特別）控除額	118 前職事業所名称3
59	住宅借入金等特別控除可能額	119 前職事業所名称4
60	控除計算値	120 前職事業所名称5
		121 納税義務者ID
		122 処理状況コメント
		123 突合住所
		124 配偶者マイナンバー
		125 扶養者マイナンバー1
		126 扶養者マイナンバー2
		127 扶養者マイナンバー3
		128 扶養者マイナンバー4
		129 扶養者マイナンバー5
		130 扶養者マイナンバー6
		131 扶養者マイナンバー7
		132 扶養者マイナンバー8
		133 扶養者マイナンバー9
		134 扶養者マイナンバー10
		135 扶養者マイナンバー11
		136 扶養者マイナンバー12
		137 配偶者カナ氏名
		138 扶養者カナ氏名1
		139 扶養者カナ氏名2
		140 扶養者カナ氏名3
		141 扶養者カナ氏名4
		142 扶養者カナ氏名5
		143 扶養者カナ氏名6
		144 扶養者カナ氏名7
		145 扶養者カナ氏名8
		146 扶養者カナ氏名9
		147 扶養者カナ氏名10
		148 扶養者カナ氏名11
		149 扶養者カナ氏名12
		150 配偶者氏名
		151 扶養者氏名1
		152 扶養者氏名2
		153 扶養者氏名3
		154 扶養者氏名4
		155 扶養者氏名5
		156 扶養者氏名6
		157 扶養者氏名7
		158 扶養者氏名8
		159 扶養者氏名9
		160 扶養者氏名10
		161 扶養者氏名11
		162 扶養者氏名12
		163 配偶者区分
		164 扶養者区分1
		165 扶養者区分2
		166 扶養者区分3
		167 扶養者区分4
		168 扶養者区分5
		169 扶養者区分6
		170 扶養者区分7
		171 扶養者区分8
		172 扶養者区分9
		173 扶養者区分10
		174 扶養者区分11
		175 扶養者区分12
		176 扶養者5人超えた分
		177 16歳未満5人超えた分
		178 修正メモ
		179 確認管理日
		180 エラー確認済2
		181 総括表ID
		182 支払事業所住所
		183 支払事業所電話
		184 生年月日補正フラグ

185	その他給報年金年月日補正フラグ
186	取込 レビジョン
187	受付番号
188	自治体コード（回送時）
189	受付日
190	自治体コード（取込時）
191	他課税区特定済フラグ
192	退職所得ありの控配・扶養、寡婦・ひとり親あり
193	予備
194	予備
195	予備
196	予備

年金報		
No.	項目名	
1	課税区	61 予約
2	更新日時	62 納税額（源泉）計算値
3	住民番号	63 法203条の3第1号支払
4	年度ID	64 法203条の3第2号支払
5	履歴ID	65 法203条の3第3号支払
6	PAGE ID	66 法203条の3第1号源泉
7	元生年月日	67 法203条の3第2号源泉
8	元カナ氏名	68 法203条の3第3号源泉
9	マイナンバー	69 一般生命保険料支払額（新）
10	給報ID	70 個人年金支払額（新）
11	法人番号	71 介護保険料支払額（新）
12	事業所番号	72 一般生命保険料支払額（旧）
13	事業所名	73 基礎控除
14	受給者番号	74 予約
15	事業所内個人整理番号	75 予約
16	給報年金セレクト	76 基礎控除（計算値）
17	優先フラグ	77 予約
18	特徴フラグ	78 法203条の3第4号支払
19	専給フラグ	79 法203条の3第4号源泉
20	合算済み(再提出有り)	80 予約
21	再提出	81 予約
22	従たる記載あり	82 エラーコード5
23	エラーフラグ	83 データフラグ
24	エラーコード1	84 備考
25	エラーコード2	85 データフラグ2
26	エラーコード3	86 納税義務者ID
27	エラーコード4	87 処理状況コメント
28	給報出力済フラグ	88 突合住所
29	単票チェックエラーフラグ	89 配偶者マイナンバー
30	合算済み区分コード	90 扶養者マイナンバー1
31	エラー確認済み	91 扶養者マイナンバー2
32	住登外課税	92 扶養者マイナンバー3
33	e L T a x 配信	93 扶養者マイナンバー4
34	給与／報酬の別	94 扶養者マイナンバー5
35	条約免除	95 扶養者マイナンバー6
36	予備	96 扶養者マイナンバー7
37	予備	97 扶養者マイナンバー8
38	予備	98 扶養者マイナンバー9
39	予備	99 扶養者マイナンバー10
40	予備	100 扶養者マイナンバー11
41	予備	101 扶養者マイナンバー12
42	予備	102 配偶者カナ氏名
43	収入金	103 扶養者カナ氏名1
44	控除後の金額	104 扶養者カナ氏名2
45	所得控除額合計	105 扶養者カナ氏名3
46	源泉税額	106 扶養者カナ氏名4
47	前職収入(収入金合算分)	107 扶養者カナ氏名5
48	社会保険料控除額	108 扶養者カナ氏名6
49	生命保険料控除額	109 扶養者カナ氏名7
50	個人年金支払額	110 扶養者カナ氏名8
51	地震保険料控除額	111 扶養者カナ氏名9
52	旧長期支払額	112 扶養者カナ氏名10
53	小規模企業共済	113 扶養者カナ氏名11
54	住宅借入金等特別控除額	114 扶養者カナ氏名12
55	復興特別所得税	115 配偶者氏名
56	国民年金保険料の金額	116 扶養者氏名1
57	配偶者の合計所得	117 扶養者氏名2
58	配偶者特別控除額	118 扶養者氏名3
59	住宅借入金等特別控除可能額	119 扶養者氏名4
60	控除計算値	120 扶養者氏名5
		121 扶養者氏名6
		122 扶養者氏名7

○住・国税連携		
No.	項目名	
1	課税区	61 総合譲渡・短期経費
2	更新日時	62 総合譲渡・長期経費
3	年度	63 一時経費
4	住民番号	64 分離短期・一般
5	生年月日	65 分離短期・軽減
6	カナ氏名	66 分離長期・一般
7	イメージID 1	67 分離長期・特定
8	イメージID 2	68 分離長期・軽課
9	イメージID 3	69 株式（一般分）
10	イメージID 4	70 株式（上場分）
11	イメージID 5	71 株式（上場株式配当）
12	イメージID 6	72 先物取引
13	イメージID 7	73 山林
14	イメージID 8	74 退職
15	イメージID 9	75 分離牛・収入
16	イメージID 10	76 予備
17	申告種別	77 住借控除借入金額年末残高1（新築分家土地）
18	徴収区分	78 住借控除借入金額年末残高2（増改築分）
19	青白区分	79 予備
20	就職（旧パンチ用）	80 営業（所得）
21	退職（旧パンチ用）	81 農業
22	就職年月日（旧パンチ用）	82 他事業
23	退職年月日（旧パンチ用）	83 不動産
24	特徴事業所番号（旧パンチ用）	84 利子
25	受給者番号（旧パンチ用）	85 配当
26	事業所内個人整理番号（旧パンチ用）	86 給与
27	資料番号	87 雑・所得小計
28	納税者番号（税務署）	88 雑・その他
29	分離譲渡特定損失適用区分	89 総合譲渡・短期（差引控除前）
30	294課税対象として設定（住登外に自動設定も可能）	90 総合譲渡・長期（差引控除前）
31	家屋敷・事業所・均等割	91 一時（控除後1／2前）
32	非課税・生活保護	92 総合短期+（総合長期十一時所得）／2
33	無収入・無職	93 一時所得（差引控除前）
34	本人専従	94 雑・年金所得
35	本人配専	95 総合課税所得合計（合計所得）
36	予約	96 総合譲渡・短期（特後所得）
37	KSXパンチ区分	97 総合譲渡・長期（特後所得1／2前）
38	住民税値入力（民税値控除合計チェック）	98 分離短期・一般（特前）
39	国民年金2年前納区分	99 分離短期・軽減
40	マイナンバー	100 分離長期・一般
41	住申送付	101 分離長期・特定
42	人的控除被せ方	102 分離長期・軽課
43	利用者識別ID	103 分離短期・一般（特後）
44	性別	104 分離短期・軽減
45	申告書提出日	105 分離長期・一般
46	営業（収入）	106 分離長期・特定
47	農業	107 分離長期・軽課
48	予備	108 株式（一般分）
49	不動産	109 株式（上場分）
50	利子	110 株式（上場株式配当）
51	配当	111 先物取引
52	給与	112 山林
53	雑・年金	113 退職
54	雑・その他	114 分離牛・所得
55	総合譲渡・短期	115 非課税・所得
56	総合譲渡・長期	116 雑・業務所得
57	一時	117 修正前の第3期分の税額
58	非課税・収入	118 第3期分の税額の増加額
59	雑・業務収入	119 合計所得
60	予備	120 総合譲渡短期特別控除
		121 総合譲渡長期特別控除
		122 一時所得特別控除
		123 分離短期・一般（特別控除）
		124 分離短期・軽減
		125 分離長期・一般
		126 分離長期・特定
		127 分離長期・軽課
		128 上場株式特別控除
		129 山林所得特別控除
		130 分離譲渡・特定譲渡損失
		131 専従者給与収入
		132 特定支出（給与）
		133 利益の（株式）配当（所得）
		134 一般外貨投信（所得）
		135 私募証券投信（所得）
		136 特定外貨投信（所得）
		137 特定居住用譲渡損失の借入金残高
		138 総合課税所得金額
		139 山林課税標準額
		140 退職課税標準額
		141 短期譲渡課税標準額
		142 長期譲渡課税標準額
		143 株式譲渡課税標準額
		144 上株配当課税標準額
		145 先物取引課税標準額
		146 予約
		147 雜損控除・控除
		148 雜損控除・損失額
		149 雜損控除・補てん金額
		150 雜損控除・関連支出
		151 医療費控除・控除
		152 医療費控除・支払医療費
		153 医療費控除・補てん金額
		154 社会保険料
		155 予備
		156 予備
		157 予備
		158 生命保険・介護保険支払
		159 生命保険・新一般支払
		160 生命保険・新個人支払
		161 小規模企業共済
		162 生命保険・控除
		163 生命保険・旧一般支払
		164 生命保険・旧個人支払
		165 地震保険・控除
		166 地震保険・地震保険支払
		167 地震保険・旧長期損保支払
		168 予備
		169 寄附金控除・控除
		170 寄附金控除・支払金額
		171 寄附金控除・日赤等支払
		172 予備
		173 配偶者控除
		174 配偶者特別控除
		175 配偶者の合計所得
		176 扶養控除
		177 本人控除・老年者
		178 本人控除・寡婦ひとり親
		179 本人控除・勤労学生
		180 本人控除・障害者控除
		181 本人控除・勤労学生+障害者
		182 寄附金控除・住民税該当控除額
		183 寄附金控除・条例指定市区町村分
		184 寄附金控除・条例指定都道府県分

185	寄附金控除・ふるさと納税分	247	外国税額控除（所得税控除限度額⑦）	309	マイナンバー 2
186	予備	248	外国税額控除本年使用額(道府県民税分)本年分控除余裕額	310	扶養者住民番号 3
187	予備	249	外国税額控除本年使用額(市町村民税分)本年分控除余裕額	311	扶養者氏名 3
188	控除小計	250	純損失繰越控除（総合）（控除可能額等）	312	扶養者続柄 3
189	基礎控除	251	純損失繰越控除（土地超短期）（控除可能額等）	313	扶養者別居の住所 3
190	控除合計	252	純損失繰越控除（土地短期）（控除可能額等）	314	扶養者生年月日 3
191	総税額合計	253	純損失繰越控除（分離短期）（控除可能額等）	315	扶養者フラグ 3
192	専従者控除合計	254	純損失繰越控除（分離長期）（控除可能額等）	316	専給額 3
193	配専（人数）	255	純損失繰越控除（山林）（控除可能額等）	317	マイナンバー 3
194	他専（人数）	256	居住用譲渡損失（控除可能額等）	318	扶養者住民番号 4
195	青申控除合計	257	雑損失繰越控除（控除可能額等）	319	扶養者氏名 4
196	外国税額控除（外国税額控除⑮）	258	株式譲渡損失（控除可能額等）	320	扶養者続柄 4
197	予備	259	先物取引損失（控除可能額等）	321	扶養者別居の住所 4
198	公的年金以外の所得	260	株式譲渡損失（上場株配当分）（控除可能額等）	322	扶養者生年月日 4
199	非居住者（国外扶養者）人数	261	特定株式譲渡損失（一般分）（控除可能額等）	323	扶養者フラグ 4
200	配当控除	262	特定株式譲渡損失（上場分）（控除可能額等）	324	専給額 4
201	リース料控除	263	外国税額控除本年使用額(道府県民税分)合計控除余裕額	325	マイナンバー 4
202	住宅借入金等特別控除	264	外国税額控除本年使用額(市町村民税分)合計控除余裕額	326	扶養者住民番号 5
203	寄附金等特別控除（合計）	265	予備	327	扶養者氏名 5
204	差引税額	266	フラグ	328	扶養者続柄 5
205	外国税額控除	267	新築居住開始年月日家屋・土地	329	扶養者別居の住所 5
206	免税所得（所得）	268	新築居住開始年月日（被災住居分）	330	扶養者生年月日 5
207	分離牛課税額	269	増改築居住開始年月日	331	扶養者フラグ 5
208	再差引税額	270	増改築居住開始年月日（被災住居分）	332	専給額 5
209	再々差引税額（所得税+復興所得税）	271	再居住開始年月日	333	マイナンバー 5
210	源泉徴収税額	272	現住所郵便番号	334	扶養者住民番号 6
211	申告納稅額	273	現住所	335	扶養者氏名 6
212	予定納稅（1期・2期）	274	特例適用条文等（テキスト）	336	扶養者続柄 6
213	納める税金（第3期）	275	特定支出コード	337	扶養者別居の住所 6
214	還付される税金（第3期）	276	電話番号	338	扶養者生年月日 6
215	住宅耐震(断熱・高齢・認定長期)改修特別控除	277	予備	339	扶養者フラグ 6
216	復興所得税	278	予備	340	専給額 6
217	外国所得税額⑬	279	予備	341	マイナンバー 6
218	純損失繰越控除（総合）（控除額）	280	パンチ時イメージ解読不可	342	扶養者住民番号 7
219	純損失繰越控除（土地超短期）（控除額）	281	予備	343	扶養者氏名 7
220	純損失繰越控除（土地短期）（控除額）	282	予備	344	扶養者続柄 7
221	純損失繰越控除（分離短期）（控除額）	283	予備	345	扶養者別居の住所 7
222	純損失繰越控除（分離長期）（控除額）	284	予備	346	扶養者生年月日 7
223	純損失繰越控除（山林）（控除額）	285	自治体コード（課税区）パンチ入力用	347	扶養者フラグ 7
224	居住用譲渡損失（控除額）	286	配偶者住民番号	348	専給額 7
225	雑損失繰越控除（控除額）	287	配偶者氏名	349	マイナンバー 7
226	株式譲渡損失（控除額）	288	配偶者続柄	350	扶養者住民番号 8
227	先物取引損失（控除額）	289	配偶者別居の住所	351	扶養者氏名 8
228	繰り越す株式譲渡損失	290	配偶者生年月日	352	扶養者続柄 8
229	繰り越す先物取引損失	291	配偶者フラグ	353	扶養者別居の住所 8
230	株式譲渡損失（上場株配当分）（控除額）	292	専給額	354	扶養者生年月日 8
231	平均課税対象金額	293	マイナンバー	355	扶養者フラグ 8
232	変動所得本年	294	扶養者住民番号 1	356	専給額 8
233	変動所得前年	295	扶養者氏名 1	357	マイナンバー 8
234	変動所得前々年	296	扶養者続柄 1	358	扶養者住民番号 9
235	変動所得内雑所得	297	扶養者別居の住所 1	359	扶養者氏名 9
236	臨時所得	298	扶養者生年月日 1	360	扶養者続柄 9
237	臨時所得内雑所得	299	扶養者フラグ 1	361	扶養者別居の住所 9
238	配当割額控除額	300	専給額 1	362	扶養者生年月日 9
239	株式譲渡所得割額控除額	301	マイナンバー 1	363	扶養者フラグ 9
240	分離短期・一般（経費）	302	扶養者住民番号 2	364	専給額 9
241	分離短期・軽減	303	扶養者氏名 2	365	マイナンバー 9
242	分離長期・一般	304	扶養者続柄 2	366	扶養者住民番号 10
243	分離長期・特定	305	扶養者別居の住所 2	367	扶養者氏名 10
244	分離長期・軽課	306	扶養者生年月日 2	368	扶養者続柄 10
245	災害減免控除	307	扶養者フラグ 2	369	扶養者別居の住所 10
246	非居住者の特例	308	専給額 2	370	扶養者生年月日 10

371	扶養者フラグ 1 0	433	(国税連携ファイル名) 送信先判別コード
372	専給額 1 0	434	(国税連携ファイル名) 1/1賦課期日地方自治体コード
373	マイナンバー 1 0	435	(国税連携ファイル名) 申告区分
374	扶養者住民番号 1 1	436	(国税連携ファイル名) 確定申告書区分
375	扶養者氏名 1 1	437	(国税連携ファイル名) 課税異動事由コード
376	扶養者続柄 1 1	438	(国税連携ファイル名) 取込区分
377	扶養者別居の住所 1 1	439	(国税連携ファイル名) 異動年月日
378	扶養者生年月日 1 1	440	(国税連携ファイル名) 局署番号
379	扶養者フラグ 1 1	441	(国税連携ファイル名) 整理番号
380	専給額 1 1	442	(国税連携ファイル名) バッチ番号
381	マイナンバー 1 1	443	(国税連携ファイル名) 受付番号
382	扶養者住民番号 1 2	444	(国税連携ファイル名) 連絡データ作成年月日 (年月日)
383	扶養者氏名 1 2	445	(国税連携ファイル名) 連絡データ作成年月日 (日時)
384	扶養者続柄 1 2	446	(国税連携ファイル名) 団体確認用コード
385	扶養者別居の住所 1 2	447	(国税連携ファイル名) 台帳番号
386	扶養者生年月日 1 2	448	内部 1 ・ 検算エラーコード
387	扶養者フラグ 1 2	449	内部 2 ・ 検算エラーコード
388	専給額 1 2	450	内部 3 ・ 検算エラーコード
389	マイナンバー 1 2	451	内部 4 ・ 検算エラーコード
390	自治体コード	452	内部 1 ・ XMLエラーコード
391	1/1住所	453	内部 2 ・ XMLエラーコード
392	居住所	454	内部 3 ・ XMLエラーコード
393	申告者氏名	455	内部 4 ・ XMLエラーコード
394	イメージ ID 1 1	456	内部 5 ・ XMLエラーコード
395	イメージ ID 1 2	457	内部 6 ・ XMLエラーコード
396	イメージ ID 1 3	458	内部 7 ・ XMLエラーコード
397	イメージ ID 1 4	459	内部 8 ・ XMLエラーコード
398	イメージ ID 1 5	460	予備フラグ・データ種別
399	イメージ ID 1 6	461	予備フラグ・補記確認済み
400	イメージ ID 1 7	462	予備フラグ・イメージ印刷済み
401	イメージ ID 1 8	463	予備フラグ・OCR-XML比較エラー
402	イメージ ID 1 9	464	予備フラグ・事業税記載あり他
403	イメージ ID 2 0	465	予備フラグ・ASPデータ取込、種類
404	イメージ ID 2 1	466	予備フラグ・eADパンチ出力済み
405	イメージ ID 2 2	467	予備フラグ・前年実績特定者 (納税者番号など)
406	イメージ ID 2 3	468	予備フラグ・パンチ委託FLG
407	イメージ ID 2 4	469	予備フラグ・16歳未満扶養記載有り
408	イメージ ID 2 5	470	予備フラグ・補記ページ確認済み
409	イメージ ID 2 6	471	マイナンバーによる自動個人特定不可理由
410	イメージ ID 2 7	472	利用者識別IDによる自動個人特定不可理由
411	イメージ ID 2 8	473	自動停止情報
412	イメージ ID 2 9	474	(国税連携ファイル名) 本人確認更新判別コード
413	イメージ ID 3 0	475	他市回送DVFLG
414	申告年分 (西暦変換後)	476	転記フラグ
415	処理状況	477	共通番号区分
416	取込日時	478	前年実績による自動個人特定不可理由
417	編集日時	479	併記名・通称名・旧姓ヒットあり
418	他市回送済フラグ	480	世帯番号
419	複数候補優先フラグ	481	行政区 (住基コピー)
420	合算用リスト出力済	482	OCR読み取り結果フラグ
421	アンマッチ理由フラグ	483	XTX移動先パス
422	編集中フラグ	484	TIF移動先パス
423	編集中のオペレータコード	485	IMG出力先パス
424	アンマッチ手動特定オペレータ	486	転送日 2
425	申告済み衝突	487	優先判定ソートキー
426	更正通知データ	488	○住合算日時
427	ファイル名 (KSKデータ)	489	合算回数
428	ファイル名 (イメージ)	490	名寄せ確定日時
429	KSKデータインフラグ	491	連携日時
430	イメージデータインフラグ	492	最終資料ID
431	データ欠損エラーフラグ	493	内部 1 ・ 帳票種別コード
432	(国税連携ファイル名) 送信先地方自治体コード	494	内部 2 ・ 帳票種別コード

総括表		マイナンバー参照	
No.	項目名	No.	項目名
1	課税区	1	課税区
2	更新日時	2	更新日時
3	年度	3	マイナンバー
4	事業所番号	4	住民番号（事業所番号）
5	原票 I D	5	個人法人の別
6	備考欄	6	処理フラグ
7	発送済	7	枝番
8	受付済		
9	次回発送		
10	納付書不要		
11	前職合算有無		
12	予約コード 1		
13	提出日		
14	再提出日		
15	受付日		
16	受給者人数		
17	報告人數		
18	普徴人數（退職者）		
19	特徴人數		
20	普徴人數		
21	特徴人數（追加）		
22	普徴人數（追加）		
23	普徴人數（乙欄）		
24	普徴人數（退職者以外）		
25	郵便番号		
26	住所		
27	宛名		
28	連絡先		
29	担当者		
30	特別徴収税額通知の受取方法		
31	通知先アドレス		
32	受付番号		
33	XML連番		
34	納税者管理番号		
35	課税番号		
36	補助番号		
37	法人マイナンバー(個人事業主含む)		
38	納税義務者ID		
39	電子区分		
40	予約		
41	関与税理士氏名		
42	関与税理士電話番号		
43	給報年金セレクト		
44	予備 5		
45	予備 6		

人的控除		控除		利子・配当・一時・控除	
No.	項目名	No.	項目名	No.	項目名
1	課税区	1	課税区	1	課税区
2	更新日時	2	更新日時	2	更新日時
3	住民番号	3	住民番号	3	住民番号
4	年度ID	4	年度ID	4	年度ID
5	履歴ID	5	履歴ID	5	履歴ID
6	PAGE ID	6	PAGE ID	6	PAGE ID
7	サブコード	7	サブコード	7	サブコード
8	カウンター	8	カウンター	8	カウンター
9	氏名	9	資料ID	9	資料ID
10	統柄	10	種目	10	種目
11	性別	11	住所	11	住所
12	別居の住所	12	宛先	12	宛先名
13	予備	13	予備	13	データ
14	生年月日	14	フラグ	14	フラグ
15	フラグ	15	フラグ	15	住民番号
16	自治体コード	16	住民番号	16	マイナンバー
17	配偶者、扶養者住民番号	17	マイナンバー	17	収入
18	重複照会時住民番号	18	収入	18	経費
19	マイナンバー	19	経費	19	源泉
20	データ 1	20	源泉	20	予備
21	データ 2	21	予備	21	予備
22	データ 3	22	予備	22	予備
23	データ 4			23	予備
24	データ 5			24	予備
25	データ 6			25	予備
26	データ 7			26	予備
27	データ 8			27	予備
28	予備日 1				
29	予備日 2				
30	調整控除対象住民番号				
31	資料ID				

法定調書		
No.	項目名	
1	課税区	61 金額 7
2	更新日時	62 金額 8
3	年度	63 金額 9
4	宛名番号	64 金額 1 0
5	マイナンバー	65 金額 1 1
6	資料ID	66 金額 1 2
7	支払者マイナンバー	67 金額 1 3
8	取扱者マイナンバー	68 金額 1 4
9	カナ氏名	69 金額 1 5
10	氏名	70 データフラグ
11	住所	71 データ、フラグ 2
12	生年月日	72 データ 2
13	受取人口座住所/活用先住所	73 データ 3
14	受取人口座氏名/活用先名称	74 データ 4
15	屋号	75 データ 5
16	電話番号	76 データ 6
17	人格住所コード	77 データ 7
18	TSV作成年月日	78 データ 8
19	資料種別	79 データ 9
20	局署番号	80 データ 1 0
21	整理番号	81 金額 1
22	業種番号	82 金額 2
23	資料年分	83 金額 3
24	資料処理年月日	84 金額 4
25	無効区分	85 金額 5
26	支払の取扱者所在地	86 金額 6
27	支払の取扱者名称	87 金額 7
28	転送フラグ	88 金額 8
29	転送日時	89 金額 9
30	取込日時	90 金額 1 0
31	取込ファイル名	91 金額 1 1
32	イメージ作成済フラグ	92 金額 1 2
33	青白区分	93 金額 1 3
34	データ 1	94 金額 1 4
35	予備フラグ1	95 金額 1 5
36	予備フラグ2	96 データフラグ
37	予備フラグ3	97 データ、フラグ 3
38	予備フラグ4	98 データ 2
39	予備フラグ5	99 データ 3
40	予備フラグ6	100 データ 4
41	予備フラグ7	101 データ 5
42	予備フラグ8	102 データ 6
43	予備フラグ9	103 データ 7
44	予備フラグ10	104 データ 8
45	データ 1	105 データ 9
46	データ 2	106 データ 1 0
47	データ 3	107 金額 1
48	データ 4	108 金額 2
49	データ 5	109 金額 3
50	データ 6	110 金額 4
51	データ 7	111 金額 5
52	データ 8	112 金額 6
53	データ 9	113 金額 7
54	データ 1 0	114 金額 8
55	金額 1	115 金額 9
56	金額 2	116 金額 1 0
57	金額 3	117 金額 1 1
58	金額 4	118 金額 1 2
59	金額 5	119 金額 1 3
60	金額 6	120 金額 1 4
		121 金額 1 5
		122 データフラグ
		123 データ、フラグ 4
		124 データ 2
		125 データ 3
		126 データ 4
		127 データ 5
		128 データ 6
		129 データ 7
		130 データ 8
		131 データ 9
		132 データ 1 0
		133 金額 1
		134 金額 2
		135 金額 3
		136 金額 4
		137 金額 5
		138 金額 6
		139 金額 7
		140 金額 8
		141 金額 9
		142 金額 1 0
		143 金額 1 1
		144 金額 1 2
		145 金額 1 3
		146 金額 1 4
		147 金額 1 5
		148 データフラグ
		149 データ、フラグ 5
		150 データ 2
		151 データ 3
		152 データ 4
		153 データ 5
		154 データ 6
		155 データ 7
		156 データ 8
		157 データ 9
		158 データ 1 0
		159 金額 1
		160 金額 2
		161 金額 3
		162 金額 4
		163 金額 5
		164 金額 6
		165 金額 7
		166 金額 8
		167 金額 9
		168 金額 1 0
		169 金額 1 1
		170 金額 1 2
		171 金額 1 3
		172 金額 1 4
		173 金額 1 5
		174 データフラグ
		175 データ、フラグ 6
		176 データ 2
		177 データ 3
		178 データ 4
		179 データ 5
		180 データ 6
		181 データ 7
		182 データ 8
		183 データ 9
		184 データ 1 0

185	金額 1	247 扶養者マイナンバー 3
186	金額 2	248 扶養者マイナンバー 4
187	金額 3	249 扶養者マイナンバー予備
188	金額 4	250 配偶者氏名
189	金額 5	251 扶養者氏名 1
190	金額 6	252 扶養者氏名 2
191	金額 7	253 扶養者氏名 3
192	金額 8	254 扶養者氏名 4
193	金額 9	255 扶養者氏名予備
194	金額 10	256 16歳未満扶養者氏名 1
195	金額 11	257 16歳未満扶養者氏名 2
196	金額 12	258 16歳未満扶養者氏名 3
197	金額 13	259 16歳未満扶養者氏名 4
198	金額 14	260 16歳未満扶養者氏名予備
199	金額 15	261 配偶者区分
200	データフラグ	262 扶養者区分 1
201	外国サイン	263 扶養者区分 2
202	外国証券口座番号	264 扶養者区分 3
203	支払者所在地	265 扶養者区分 4
204	支払者名称	266 扶養者区分予備
205	所得種別	267 扶養者区分 1
206	役職	268 扶養者区分 2
207	摘要	269 扶養者区分 3
208	支払金額	270 扶養者区分 4
209	未払金額	271 扶養者区分予備
210	所得控除後金額	272 個人特定状況
211	所得控除合計金額	273 手動特定オペレータ
212	源泉徴収税額	274 手動特定日時
213	未源泉徴収税額	275 予備1
214	配偶者特別控除金額	276 予備2
215	社会保険金額	277 予備3
216	小規模共済等掛金額	278 アンマッチ理由フラグ
217	生命保険控除金額	279 宛名番号未特定チェックフラグ
218	地震保険控除金額	280 処理状況コメント
219	旧長期損害保険金額	281 回送先自治体コード
220	住宅取得控除金額	282 回送用宛名番号
221	配偶者合計	283 他市回送時の転出先住所
222	新生命保険金額	284 他市回送出力済フラグ
223	旧生命保険金額	285 回送出力日時
224	新個人年金保険金額	286 マッチング情報
225	旧個人年金保険金額	287 個人特定処理結果
226	介護医療保険金額	288 個人特定処理結果2
227	国民年金保険金額	289 自治体コード(課税区)パンチ入力用
228	住宅取得控除可能額	290 課税区自治体コード
229	住宅取得年末残高 1	291 他課税区特定済フラグ
230	住宅取得年末残高 2	
231	基礎控除	
232	調整控除	
233	予備	
234	予備	
235	予備	
236	予備	
237	予備	
238	予備	
239	予備	
240	予備	
241	予備	
242	予備	
243	フラグ	
244	配偶者マイナンバー	
245	扶養者マイナンバー 1	
246	扶養者マイナンバー 2	

ワンストップ特例通知	
No.	項目名
1	課税区
2	更新日時
3	年度ID
4	住民番号
5	資料ID
6	マイナンバー
7	氏名カナ
8	氏名
9	生年月日
10	性別
11	マッチング住所コード
12	住所
13	郵便番号
14	電話番号
15	寄附先自治体コード
16	寄附先名称
17	寄附先所在地
18	寄附金額合計
19	7条1該当
20	7条2該当
21	転送フラグ
22	転送日
23	自治体重複フラグ
24	申告フラグ
25	合算フラグ
26	5自治体オーバーフラグ
27	申告勧奨通知出力済フラグ
28	特例申請無効通知出力済フラグ
29	手続ID
30	修正回数
31	通知年月日
32	回送先団体コード
33	回送先政令指定都市区コード
34	回送先区・事務所コード
35	回送先市(区町村)長
36	連絡先組織名
37	連絡先電話番号
38	年分
39	備考
40	団体間回送発行番号
41	取込ファイル名
42	取込日時
43	取込データ種別
44	無効フラグ
45	無効不可理由コード
46	データ作成年月日
47	收受日
48	個人特定状況
49	アンマッチ手動特定オペレータ
50	アンマッチ手動特定日時
51	入力住民番号
52	予備日時1
53	予備日時2
54	予備日時3
55	予備フラグ1
56	予備フラグ2
57	予備フラグ3
58	予備フラグ4
59	予備フラグ5
60	予備フラグ6
61	予備フラグ7
62	予備フラグ8
63	予備フラグ9
64	予備フラグ10
65	予備フラグ11
66	予備フラグ12
67	予備フラグ13
68	予備フラグ14
69	予備フラグ15
70	予備フラグ16
71	予備フラグ17
72	予備フラグ18
73	予備フラグ19
74	予備フラグ20
75	アンマッチ理由フラグ
76	処理状況フラグ
77	処理状況コメント
78	回送先自治体コード
79	回送用住民番号
80	他市回送済フラグ
81	他市回送日
82	他市回送DVFLG
83	現住所
84	現住所郵便番号
85	マッチング情報
86	個人特定処理結果
87	自治体コード(課税区)パンチ入力用
88	課税区自治体コード
89	他課税区特定済フラグ

イメージ管理システム	
No.	項目名
1	課税区
2	更新日時
3	年度
4	イメージ I D
5	SID連番
6	親SID
7	ページ番号
8	検索登録日時
9	検索修正日時
10	検索削除日時
11	検索削除フラグ
12	紐付けフラグ
13	紐付OPコード
14	個人情報欄
15	マイナンバー
16	利用者識別ID
17	予備番号1
18	帳票タグ
19	予備番号3
20	予備番号4
21	個人宛名番号
22	世帯番号
23	個人読み仮名
24	個人生年月日
25	個人行政区
26	個人予備フラグ1
27	個人予備フラグ2
28	個人予備フラグ3
29	事業所宛名番号
30	事業所読み仮名
31	事業所予備フラグ1
32	事業所予備フラグ2
33	事業所予備フラグ3
34	予備業務番号1
35	予備業務番号2
36	予備業務番号3
37	予備カナ
38	予備氏名
39	受付日
40	予備フラグ1
41	予備フラグ2
42	予備フラグ3
43	確認フラグ
44	共有予備フラグ2
45	共有予備フラグ3
46	共有予備フラグ4
47	共有予備フラグ5
48	予備備考1
49	予備備考2
50	予備備考3
51	管理コード1
52	管理コード2
53	管理コード3
54	取り込みファイルインデックス
55	法人番号
56	予備固定長番号3
57	予備住所1
58	予備住所2
59	個人清音化検索キー(自動生成)
60	事業所清音化検索キー(自動生成)

61	情報フラグ
62	他イメージI D1
63	他イメージI D2
64	納税義務者ID

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード、身分証明書の提示等により本人確認を行い、対象者であることを確認する。</p> <p>②住民からの申告等情報を受け付ける際は、課税対象者情報から入手した本人の住所・氏名(カナ)・生年月日の印刷された申告書用紙を使用し、印刷された情報に誤りがなければ漢字氏名を記入してもらう。なお、申請者が代理人であっても、当該申告書に記入する内容が申請者本人の情報であることを事前に注意喚起する。</p> <p>③住民以外から提出のあつた申告等情報について、課税対象情報と紐付かないものについては、速やかに他自治体へ資料回送し、保有・保管は行わない。(ただし、資料の紛失等回避のため、資料回送の履歴としては保管する。)</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>①課税対象者情報については、原則的に住民基本台帳に記載のある者であるので、その他の情報を入手することはない。(住登外課税する場合は、税務調査により久留米市の課税対象者であることを確認したうえで、情報を入手している。)</p> <p>②住民からの申告等情報については、必要な情報のみ記載する様式としているため、必要な情報以外の情報を入手することはない。</p> <p>③住民以外からの申告等情報については、あらかじめ法令等により定められた様式で提出されことから必要な情報以外の情報を入手することはない。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>①住民からの申告等情報については、賦課の資料となる旨を説明した上で取得することとしており、不適切に入手することはない。</p> <p>②電子データで提出される申告情報等は、国税連携及びeLTAXの専用回線を介して入手しており、詐取・奪取が行われることはない。</p> <p>③紙媒体や電子記録媒体により提出される申告等情報は、久留米市を郵送先としており、詐取・奪取が行われることはない。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード、身分証明書の提示や住所・氏名・生年月日等の4情報の聞き取りにより本人確認を行う。</p> <p>②住民以外から提出される申告等情報については、情報元が個人番号、住所・氏名・生年月日等の4情報の確認を行う。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>①提出された申告等情報の個人番号と課税対象者情報の個人番号に符合させることで、個人番号の真正性を確認する。</p> <p>②住登外課税者について課税対象者情報と符合しなかった場合は、基本4情報に基づき住基ネットに照会し、真正性を確認する。</p>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>①入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等により正確性を確保している。</p> <p>②正確性に疑義が生じた場合は税務調査を行い、適宜修正することで正確性を確保している。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>①電子データで提出される申告情報等は、国税連携及びeLTAXの専用回線を介して入手することで漏えい・紛失を防止している。</p> <p>②紙媒体及び電子媒体により提出された申告等情報は情報ごとに分類・付番し、件数を確認することで漏えい・紛失を防止している。</p> <p>③委託業者と秘密保持契約を締結する等、特段の対策を実施している。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)における他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用						
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク						
宛名システム等における措置の内容	<p>①個人番号は、利用権限を有する職員に限り参照することができる措置を講じている。          ②宛名システム等で管理する特定個人情報は、利用する業務システムごとにアクセス制御している。</p>					
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>番号法別表に記載されない事務については、個人番号を用いた連携を行えないよう、仕組みとして担保する。具体的には、従来の宛名情報はそのままに、「宛名番号と個人番号の紐付け情報」を保有し、番号法別表に記載されない事務に係るシステムは、「宛名番号と個人番号の紐付け情報」にアクセスしないように、システム構築している。</p>					
その他の措置の内容	—					
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>					
リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク						
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>					
具体的な管理方法	<p>①個人番号を利用する必要がある職員を特定し、個人番号利用権限を発行する。          ②職員ごとに、個人番号の利用が可能な端末を特定し、利用可能な端末以外では、システム上で個人番号を取り扱うことができないようにする。          ③なりすましによる不正を防止する観点から、静脈認証によるユーザ認証を実施している。</p>					
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>					
具体的な管理方法	<p>①個人番号を利用する必要がある職員を特定し、個人番号利用権限を発行する。          ②職員ごとに、個人番号の利用が可能な端末を特定し、利用可能な端末以外では、システム上で個人番号を取り扱うことができないようにする。          ③なりすましによる不正を防止する観点から、静脈認証によるユーザ認証を実施している。</p>					
アクセス権限の管理	<p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>					
具体的な管理方法	<p>①アクセス権限は操作者毎に利用可能な権限を制限している。また、退職や人事異動、申請に応じて、アクセス権限の発効・変更・失効を行っている。          ②アクセス権限の発効・失効作業はシステム管理者が実施し、作業記録を電子媒体と紙媒体で残している。</p>					
特定個人情報の使用的記録	<p>[ 記録を残している ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>					
具体的な方法	<p>①特定個人情報の操作記録は、従来の個人情報の操作記録とは明確に区別して記録する。          ②必要に応じて特定個人情報の操作履歴を解析する。          ③システムの操作履歴はデータベースに記録していて、データベースから操作者を特定することが可能である。上記データベースは磁気媒体(LTO)に格納し、定められた期間・場所に保管している。</p>					
その他の措置の内容	—					
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>					
リスク3：従業者が事務外で使用するリスク						
リスクに対する措置の内容	<p>①業務外使用の禁止や情報漏えい防止に関する研修を行い、個人情報保護を徹底している。          ②システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。          ③利用可能なシステムは事務分担に応じて職員ごとに制限される。</p>					
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>					
リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク						
リスクに対する措置の内容	<p>①所管課設置の端末からは外部記録媒体へのデータのコピーを制御している。          ②所管課設置の端末には情報を保存できない仕組みとなっている。          ③職員に対しては規則にて、許可を得ない複製を禁止している。また、セキュリティ研修を実施している。          ④関係部署においては、権限が閲覧のみに制御されている。          ⑤委託先に対しては契約書にて個人情報保護にかかる誓約書を提出させており、許可を得ない複製を禁止している。また、セキュリティ研修の実施を義務付けている。          ⑥違反行為を行った場合は、罰則規定により措置を講じる。</p>					
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>					
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
<p>・一定時間の無操作でスクリーンセーバー又は自動ログオフ機能を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。</p> <p>・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。</p>						

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク		
委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク		
委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク		
委託契約終了後の不正な使用等のリスク		
再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託先を選定する際の要件に、プライバシーマークを取得していること又はISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を受けていることを義務付けている。</li> <li>契約書にも個人情報取扱記事項を明記し、情報保護管理体制を義務付けている。</li> <li>契約書中に、必要に応じ、事業者の管理記録簿の確認又は作業場所の立入検査等を実施する旨の記載を行う。</li> </ul>	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ] <選択肢>	1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<p>①作業者を特定するために委託にかかる実施体制を定め、画面により提出を義務付けている。          ②委託先作業者に対しては個人情報保護に関する誓約書を提出させている。また、セキュリティ研修の実施を義務付けている。          ③作業者は全てアカウント管理を行い、一部の作業者にのみ更新権限を与えていている。</p>	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ] <選択肢>	1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>①作業者はシステム上で作業を行うため、アクセスログによる記録を残している。          ②端末上でのファイル操作は全て記録されている。</p>	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ] <選択肢>	1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>①市の許可なく提供することを禁止することを契約書に明記している。          ②委託契約の調査条項に基づき業務の遂行に当たり取り扱っている特定個人情報について実地に調査することができる。</p>	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>①運用・保守業務委託に関しては、仕様書にて履行場所を久留米市庁舎内に限定し、外部への持ち出しを禁止している。          ②委託契約の調査条項に基づき業務の遂行に当たり取り扱っている特定個人情報について実地に調査することができる。</p>	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ] <選択肢>	1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>①委託契約の廃棄条項に基づき、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去することを義務付けている。          ②委託契約の調査条項に基づき業務の遂行に当たり取り扱っている特定個人情報について実地に調査することができる。</p>	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ] <選択肢>	1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>データの秘密保持・適正な管理に関する事項</li> <li>再委託の禁止又は制限に関する事項</li> <li>目的外利用及び外部提供の禁止に関する事項</li> <li>データの複写及び複製の禁止に関する事項</li> <li>データの授受及び搬送に関する事項</li> <li>従事者に対する監督に関する事項</li> <li>事故発生時における報告義務に関する事項</li> <li>業務の実施状況・保管状況等の実地調査に関する事項</li> <li>その他データの保管に関し必要な事項</li> <li>違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ] <選択肢>	1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢>	1) 特に力を入れてている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	<p>①府内基幹系ネットワークを利用した情報の移転については、全てシステムにより連携が自動化されているため不正な操作を行うことはできず、連携の結果についてはログやデータタイムスタンプにて記録されている。</p> <p>②連携ファイルを記録媒体にて渡している移転については、連携ファイルの作成、記録媒体への保存などの端末操作は全て記録されており、かつ作業報告書を残している。また、記録媒体の受け渡しについても收受を確認できる記録を残している。</p>	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>番号法及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき厳格な運用を行う。</p> <p>提供・移転先からの申請に対し、提供・移転元である市民文化部市民税課がその法的根拠等を確認し、承認したもののみ提供・移転をする。</p>	
その他の措置の内容	<p>ユーザーIDとパスワードにより操作できる職員を限定するとともに、記録を十分に監視し、認証された業務外の利用や複製の持出しをしないよう年に1回以上取扱いに関する研修を実施する。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>①府内基幹系ネットワークを利用した情報の移転については、連携先が登録されているシステム以外とはできない仕組みとなっている。</p> <p>②連携ファイルを作成できる者をシステム上の権限により制限している。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>①府内基幹系ネットワークを利用した情報の移転については、連携先を固定している。</p> <p>②連携ファイルを記録した記録媒体の受け渡しにおいては、相手方を確認し、また、確認した記録を残している。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

## 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)

## リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び番号法第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>			
	[十分である]	<選択肢>		1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>			
	[十分である]	<選択肢>		1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>			
	[十分である]	<選択肢>		1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</p> <p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>			
	[十分である]	<選択肢>		1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク5：不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク6：不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去					
リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク					
①NISC政府機関統一基準群	[ <input type="checkbox"/> 政府機関ではない ]	<選択肢>	1) 特に力を入れて遵守している	2) 十分に遵守している	3) 十分に遵守していない
②安全管理体制	[ <input type="checkbox"/> 十分に整備している ]	<選択肢>	1) 特に力を入れて整備している	2) 十分に整備している	3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ <input type="checkbox"/> 十分に整備している ]	<選択肢>	1) 特に力を入れて整備している	2) 十分に整備している	3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ <input type="checkbox"/> 十分に周知している ]	<選択肢>	1) 特に力を入れて周知している	2) 十分に周知している	3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている	2) 十分に行っている	3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p>&lt;久留米市における措置&gt;</p> <p>①電子計算機は電子錠により入室管理がされている情報システム室に設置している。</p> <p>②情報システム室は、火災、水害、埃、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除する設備を有している。</p> <p>③電源の供給が断たれた場合においても、無停電電源装置及び自家発電装置を用いて電子計算機の機能を維持できるよう担保している。</p> <p>④端末にはワイヤーロックによる盗難防止を行っている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p>				
	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている	2) 十分に行っている	3) 十分に行っていない
⑥技術的対策	<p>&lt;久留米市における措置&gt;</p> <p>①コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、常に最新のパターンファイルを適用している。</p> <p>②外部ネットワークとの接続にはファイアウォールを設置し、不必要的通信を行わないようにしている。</p> <p>③OSには随時パッチの適用を行っている。</p> <p>④端末には情報を一切保存しない仕組みを取っている。</p> <p>⑤端末起動時にBIOSパスワードを入力しないと起動しない仕組みを取っている。</p> <p>⑥国税連携システムの接続先は、外部とのネットワークであるが、国等との専用回線であるため、住民等外部からの接続はできない。</p> <p>⑦eLTAXシステムの接続は、外部とのネットワークであるが、地方税共同機構の管理するネットワークであり、かつ利用者は個人認証カード等を利用した登録が義務付けられている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>				
	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている	2) 十分に行っている	3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②地方公共団体が委託したASP「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第10版】」(令和4年10月「デジタル庁」以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をい。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>				
	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている	2) 十分に行っている	3) 十分に行っていない
⑦バックアップ	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている	2) 十分に行っている	3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている	2) 十分に行っている	3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし			
その内容	-				
再発防止策の内容	-				
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない			
具体的な保管方法	死者の個人番号と生存する個人の個人番号を分けて管理していないため、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。				
その他の措置の内容	-				
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク					
リスクに対する措置の内容	個人住民税においては、地方税法において更正決定の期間制限が設けられており、その期間内は過去のものでも修正し追加徴収または還付を行うことになっており、システム上もそれに対応した仕様になっているため、古い情報のまま保管するリスクはない。				
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク					
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
手順の内容	<p>①保存期限を過ぎたシステム上の特定個人情報については、データの消去を行い、処理結果については職員が確認している。</p> <p>②保存期限を過ぎた申告等情報のうち紙媒体によるものについては、市民税課にて久留米市設置のごみ処理施設内の機密文書シュレッダー施設にて処理する。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; データの復元がなさないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>				
その他の措置の内容	-				
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
-					

## IV その他のリスク対策 \*

### 1. 監査

①自己点検	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	<久留米市における措置> 自己点検項目のリストを作成し、年1回、当該リストに基づき職員が自己点検項目の遵守状況を確認する。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	<久留米市における措置> 特定個人情報保護制度の所管課である総務部法制室と情報セキュリティ対策の所管課である総務部情報政策課が共同で特定個人情報ファイルの取扱いについて適切な措置が講じられているか、2年に1回、監査を行う。監査により指摘された事項は、問題点を把握し、改善を行う。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。  <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。

### 2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	<久留米市における措置> ①関係職員(非常勤職員、会計年度任用職員等を含む。)に対しては、個人情報保護に関する研修を行う。 ②委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ③違反を行ったものに対しては指導を行い、程度によっては懲戒の対象となりうる。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。

### 3. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退出管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。
<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

## V 開示請求、問合せ

### 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	市民文化部総務 (住所)〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3 (電話番号)0942-30-9814	
②請求方法	本人確認書類の提示及び指定様式による請求書の提出により請求する。	
特記事項	手続きについては、久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年久留米市条例第1号)による。	
③手数料等	<p>[ 無料 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 有料 2) 無料</p> <p>(手数料額、納付方法: ただし、開示の方法として「写しの交付」を選択した場合等には、写しの作成及び送付に要する費用が必要 )</p>	
④個人情報ファイル簿の公表	<p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>	
個人情報ファイル名	個人住民税賦課に関する事務	
公表場所	久留米市ホームページ	
⑤法令による特別の手続	—	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—	
<b>2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>		
①連絡先	市民文化部市民税課 (住所)〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3 (電話番号)0942-30-9008	
②対応方法	問い合わせ受付票を準備し、対応記録を残す。 必要に応じて庁内横断的な連絡を行う。	

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年10月18日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	久留米市パブリック・コメント制度実施要綱に基づきパブリックコメントによる意見聴取を実施する。実施に際しては、市広報紙にて意見公募について記事を掲載し、市ホームページ及び市内公共施設にて全文を閲覧できるようにする。
②実施日・期間	令和6年11月1日から令和6年12月2日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	—
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—
4. 個人情報保護委員会の承認 【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54, 57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87, 91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114, 115,116,117,120の項)	(情報提供) ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,26,27,28,29,31,34,35,37,38, 39,40,42,48,54 ,57,58,59,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114, 115,116,119の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第 1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,19,20,21,22,22条の 2,23,24,25,26条の 3,28,31,34,35,36,37,38,39,40,43,43条の3,43条の 4,44,44条の2,45,47,49,49条の 2,50,51,53,54,55,58,59,59条の2,59条の3 (情報照会) ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二27の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第 20条	事後	
令和4年1月17日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)19条第7号別表2における情報提供のために、特定個人情報の副本を中間サーバーにて保有する。	また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)19条第8号別表2における情報提供のために、特定個人情報の副本を中間サーバーにて保有する。	事後	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う号ズレによる変更
令和4年1月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1(個人住民票システム) ③他のシステムとの接続	○その他(国民健康保険システム、後期高齢者医療システム、国民年金システム、医療費助成システム、心身障害者台帳システム、障害者総合支援システム、介護保険システム、生活保護システム、保育料システム、児童手当システム、特別児童扶養手当システム、児童扶養手当システム)	○その他(国民健康保険システム)	事後	
令和4年1月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3(番号連携システム) ③他のシステムとの接続	○その他(中間サーバー、国民健康保険システム、後期高齢者医療システム、国民年金システム、心身障害者台帳システム、障害者総合支援システム、介護保険システム、生活保護システム、健康管理システム、保育料システム、児童手当システム、特別児童扶養手当システム、児童扶養手当システム、母子父子寡婦福祉資金貸付システム、住宅管理システム)	○その他(中間サーバー、各業務システム)	事後	
令和4年1月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4(国税連携システム) ②システムとの機能	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	名称変更
令和4年1月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5(eLTAXシステム) ②システムとの機能	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	名称変更
令和4年1月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6(課税現票管理システム) ③他のシステムとの接続	○宛名システム等	○宛名システム等、○税務システム	事後	
令和4年1月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7(行政基本システム) ③他のシステムとの接続	○府内連携システム、○既存住民基本台帳システム、○宛名システム等、○税務システム、○その他(国民健康保険システム、国保収納管理システム、国保滞納管理システム、国民年金システム、介護滞納管理システム、保育滞納管理システム、児童手当システム、住宅収納管理システム、住宅滞納管理システム、学籍・就学事務システム)	○府内連携システム、○宛名システム等、○税務システム、○その他(国民健康保険システム、国保収納管理システム、国保滞納管理システム、住宅収納管理システム、住宅滞納管理システム)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月17日	I. 基本情報 7. 評価実施に機関における担当部署 (②所属長)	伊豫洋明	市民税課長	事後	
令和4年1月17日	I 基本情報 別添1 事務の内容	基幹系業務システム(アクロシティ)の体系図	共通基盤を介した個別基盤系業務システムの体系図	事後	システム変更による
令和4年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税情報ファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	1月1日現在で、久留米市に住民票がある者及び住民票は無いが、居住実態がある者。 ※過去の年度において賦課決定及び変更する者を含む。	納稅義務者及び課税調査対象者等	事後	
令和4年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	○紙、○電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)、○専用線、○情報提供ネットワークシステム、○その他(住民基本台帳ネットワークシステム、府内基幹系ネットワークシステム)	○紙、○電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)、○専用線、○府内連携システム、○情報提供ネットワークシステム、○その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事後	
令和4年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	申告等情報データ入力業務	課税資料の郵便仕分・点検・データ入力・スキャン・照会等の内部業務委託	事後	
令和4年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	個人住民税システムへの給与支払報告書、年金支払報告書および市県民税申告書の入力事務	提出された課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税申告書等)の整理・点検・問合せ、スキャニング処理、データ入力、資料回送、返戻調査等を行う。	事後	
令和4年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1(個人市・県民税の特別徴収義務者) ⑦時期・頻度	2. ③対象となる本人の範囲と同じ	当初課税(5月)及び税額変更発生時(随時)	事後	
令和4年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ①法令上の根拠	番号利用法第19条第7号別表第2に定める情報提供者(別紙1)	番号利用法第19条第8号別表第2に定める情報提供者(別紙1)	事後	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う号ズレによる変更
令和4年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ②提供先における用途	番号利用法第19条第7号別表第2	番号利用法第19条第8号別表第2	事後	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う号ズレによる変更
令和4年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ②提供先における用途	番号利用法第19条第7号別表第2に定める事務(別紙1)	番号利用法第19条第8号別表第2に定める事務(別紙1)	事後	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う号ズレによる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	別紙2のとおり(番号法第9条第1項別表第1に定める事務を行う部署)	番号法第9条第1項別表第1に定める情報照会者(別紙2)	事後	
令和4年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号法第9条第2項に基づく条例(条例第42号久留米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例)	事後	条例を特定
令和4年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号法第9条第2項に基づく条例(条例第42号久留米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例)	事後	条例を特定
令和4年1月17日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)個人住民税情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク4 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	・一定時間の無操作でスクリーンセーバー又は自動ログオフ機能を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。	事後	
令和4年1月17日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)個人住民税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	情報システムの調達において、久留米市情報セキュリティ規則に基づき、委託先の事業者の選定にあたっては、当該事業者が委託内容に応じた情報セキュリティ対策を講じていることを確認する。	・委託先を選定する際の要件に、プライバシーマークを取得していることもしくはISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を受けていることを義務付けている。 ・契約書にも個人情報取扱特記事項を明記し、情報保護管理体制を義務付けている。 ・契約書中に、必要に応じ、事業者の管理記録簿の確認又は作業場所の立入検査等を実施する旨の記載を行う。	事後	
令和4年1月17日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)個人住民税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定:規定の内容	特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書に明記している。—以下契約書内の文言を羅列—	・データの秘密保持・適正な管理に関する事項 ・再委託の禁止又は制限に関する事項 ・目的外利用および外部提供の禁止に関する事項 ・データの複写及び複製の禁止に関する事項 ・データの授受及び搬送に関する事項 ・従事者に対する監督に関する事項 ・事故発生時における報告義務に関する事項 ・業務の実施状況・保管状況等の実地調査に関する事項 ・その他データの保管に関し必要な事項 ・違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項	事後	
令和4年1月17日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発具体的な方法	①職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行う ②委託業者に対して、個人情報保護に関する研修を義務付ける	①関係職員(非常勤職員、会計年度任用職員等を含む。)に対しては、個人情報保護に関する研修を行う ②委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。	事後	
	表紙 評価署名	個人住民税賦課事務 全項目評価書	個人住民税賦課事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	表紙 個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	久留米市は、個人住民税賦課事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	久留米市は、個人住民税賦課事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<p><b>【概要】</b>          地方税法に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書(以下「申告等情報」と称す。)を収集し、個人住民税を計算し賦課決定し、通知する。賦課決定に際し、または賦課決定した後においても、必要に応じ税務調査を実施し、公平・公正な賦課決定または賦課更正を行ふ。また、住民からの要請に応じ、賦課された個人住民税情報から課税証明書・所得証明書を発行する。          また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)19条第8号別表2における情報提供のために、特定個人情報の副本を中間サーべにて保有する。</p> <p><b>【内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①申告等情報(寄付金控除申告書、家屋敷課税申告書等含む。)の受理</li> <li>②他自治体等から久留米市への調査回答、久留米市から他自治体等への税務調査実施</li> <li>③個人住民税の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送</li> <li>④住民登録外の課税(以下「住登外課税」と称す。)に伴う他自治体への通知</li> <li>⑤個人住民税の減免申請書の受理および承認または却下の決定、ならびにその通知</li> <li>⑥住民・給与支払者等からの各種申請・届出書(給与所得者異動届出書等)の受理</li> <li>⑦他市課税であることが判明した場合の資料回送</li> <li>⑧賦課情報に基づく所得・課税証明書発行</li> </ul>	<p><b>【概要】</b>          地方税法(昭和25年法律第226号)及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書(以下「申告等情報」という。)を基に、個人住民税及び森林環境税(以下「個人住民税」という。)を計算し賦課決定する。</p> <p><b>【内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①申告等情報(寄付金控除申告書、家屋敷課税申告書等含む。)の受理</li> <li>②他自治体等から久留米市への調査回答、久留米市から他自治体等への税務調査実施</li> <li>③個人住民税の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送</li> <li>④住民登録外の課税(以下「住登外課税」という。)に伴う他自治体への通知</li> <li>⑤個人住民税の減免申請書の受理及び承認又は却下の決定並びにその通知</li> <li>⑥住民・給与支払者等からの各種申請・届出書(給与所得者異動届出書等)の受理</li> <li>⑦他市課税であることが判明した場合の資料回送</li> </ul>	事後	
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム1~2システムの機能	<p>1. 初当初課税前処理          課税客体の把握および関係者への通知を行い、申告受付の準備を行う。</p> <p>2. 当初異動処理          給与支払報告書・年金支払報告書・確定申告書・住民税申告書の各課税資料の登録およびチェックを行う。また、各資料データの合算を行い当初データを作成する。</p> <p>3. 初当初課税処理          合算されたデータをもとに課税計算を行い、特徴義務者および個人向けに通知書・納付書を出力する。</p> <p>4. 更正処理          初当確定後の異動情報を入力し、決議書・変更通知書等を出力する。</p> <p>5. 照会・発行処理          各種データの照会と証明書の即時発行を行う。</p> <p>6. 扶養・専従者管理処理          配偶者・扶養および専従者情報の管理を行い、個人課税データとの整合性をチェックする。</p> <p>7. 統計処理          個人課税データを集計、端数処理、突合チェックを行い、課税状況調の各表を出力する。</p> <p>8. 他市町村個人課税データ管理          個人住民税の課税対象者以外の所得・控除等のデータを管理する。(国保、児手、医療等で必要な情報を一元管理する。)</p> <p>9. 課税支援連携処理          課税支援システムへの連携を行うための連携ファイルを作成する。また、課税支援システムから連携ファイルを受取り、データベースへ更新する。</p> <p>10. 年金特別徴収          年金保険者(経由機関eLTAX)と連携する年金特別徴収対象者情報等のデータを登録管理する。</p>	<p>1. 初当初課税前処理          課税客体の把握及び関係者への通知を行い、申告受付の準備を行う。</p> <p>2. 初当初課税処理          課税支援システムから連携された合算データをもとに個人住民税課税計算を行い、特別徴収義務者及び個人向けに通知書・納付書を出力する。</p> <p>3. 更正処理          初當確定後の異動情報を入力し、更正決定決議書・更正決定通知書等を出力する。</p> <p>4. 照会処理          各種データの照会を行う。</p> <p>5. 扶養・専従者管理処理          配偶者・扶養及び専従者情報の管理を行い、個人課税データとの整合性をチェックする。</p> <p>6. 統計処理          個人課税データを集計、端数処理、突合チェックを行い、課税状況調の各表を出力する。</p> <p>7. 他市町村個人課税データ管理          他自治体で住登外課税される者の課税自治体等のデータを管理する(国民健康保険、児童手当、医療等で必要な情報を一元管理する。)</p> <p>8. 課税支援連携処理          課税支援システムへの連携を行うための連携ファイルを作成する。また、課税支援システムから連携ファイルを受取り、データベースを更新する。</p> <p>9. 年金特別徴収          年金保険者(経由機関eLTAX)と連携する年金特別徴収対象者情報等のデータを登録管理する。</p>	事後	
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム2		新規追加	事後	
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム3~8	システム-システム2~7	システム2追加による番号ずれ修正、システムの記入順変更及び文言の軽微な修正	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 5. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の項 ・地方税法その他地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの 内閣府・総務省令 ・地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務とする	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	
	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54 57,58,59,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114, 115,116,119の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第 1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,19,20,21,22,22条の 2,23,24,25,26条の 3,28,31,34,35,36,37,38,39,40,43,43条の3,43条の 4,44,44条の2,45,47,49,49条の 2,50,51,53,54,55,58,59,59条の2,59条の3 (情報照会) ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二7の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第 20条	(情報提供) ・番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。)第2条の表の第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (情報照会) ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目-主な記録項目-業務関係情報	国税関係情報、地方税関係情報、健康・医療関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護、社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報	国税関係情報、地方税関係情報、健康・医療関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護、社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目-その妥当性	◎識別情報：対象者を特定するために記録 ◎連絡先情報：対象者の賦課期日の居住地の把握、税額通知等の送付先として必要なために記録 ◎業務関係情報 ・国税関係情報：対象者の所得税に係る情報に基づき、住民税の賦課を行うために記録 ・地方税関係情報：算出した住民税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷を行うために記録 ・生活保護関係情報：生活保護関連の給付情報に基づき、非課税の判定を行つるために記録 ・年金関係情報：対象者の年金所得に係る情報に基づき、住民税の賦課及び年金特徴税額の計算を行うために記録	◎識別情報：対象者を特定するために記録 ◎連絡先情報：対象者の賦課期日の居住地の把握、税額通知等の送付先として必要なために記録 ◎業務関係情報 ・国税関係情報：対象者の所得税に係る情報に基づき、個人住民税の賦課を行うために記録 ・地方税関係情報：算出した税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷を行うために記録 ・医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報：社会保険料控除算出のために記録 ・障害者福祉関係情報：非課税判定、障害者控除算出のために記録 ・生活保護関係情報：生活保護関連の給付情報に基づき、非課税の判定を行つために記録 ・年金関係情報：対象者の年金所得に係る情報に基づき、個人住民税の賦課及び年金特徴税額の計算を行うために記録	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目-全ての記録項目		税制改正等に伴う追加記録項目	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	評価実施機関内の他部署(市民課、生活支援第1課・第2課)	評価実施機関内の他部署(市民課、生活支援第1課・第2課、健康保険課、障害者福祉課、介護保険課)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	<p>【当初賦課決定まで】</p> <p>①住基情報：賦課期日時点の情報を入手（遅及分含む）。送付先情報は毎日入手。      ②生活保護情報：1月に1度だけ入手。      ③住登外情報：1月に入手。以後課税対象者と成り得る申告等情報が入る都度入手。      ④申告等情報：1月から当初賦課決定まで複数回入手。      ⑤年金特徴対象者情報：5月に1回入手。</p> <p>【当初賦課決定以後】</p> <p>①住基情報：12月まで毎日更新。      ②住登外情報：課税対象者と成り得る申告等情報が入る都度入手。      ③申告等情報：期間制限の適用になるまで複数回入手。      ④年金特徴対象者情報：次年度の年金特別徵収開始まで毎月入手。</p>	<p>【当初賦課決定まで】</p> <p>①住基情報：毎日入手。      ②生活保護情報：1月に1度だけ入手。      ③住登外情報：1月に入手。以後課税対象者と成り得る申告等情報が入る都度入手。      ④申告等情報：1月から当初賦課決定まで複数回入手。      ⑤年金特徴対象者情報：5月に1回入手。      ⑥国保料等社会保険料情報：1月に1度だけ入手。      ⑦障害者控除該当者情報：申告で対象かどうか確認の必要がある都度入手。</p> <p>【当初賦課決定以後】</p> <p>①住基情報：12月まで毎日更新。      ②住登外情報：課税対象者と成り得る申告等情報が入る都度入手。      ③申告等情報：期間制限の適用になるまで複数回入手。      ④年金特徴対象者情報：次年度の年金特別徵収開始まで毎月入手。      ⑤障害者控除該当者情報：申告で対象かどうか確認の必要がある都度入手。</p>	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	個人住民税の賦課に必要な各種情報については番号法の別表第二の27の項に規定されている。	個人住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項に規定されている。	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	<p>①既存住基システムを経由して個人番号等を取得し、課税対象者情報を作成。      ②情報元から提出された申告等情報を画像と数値の電子データ化し、課税対象者に特定。各課税対象者ごとに合算・統合、さらに精査した賦課情報ファイルを作成・保管。      ③不完全の申告等情報で他市町村で個人住民税が賦課されることが判明したものは、資料回送。      ④②で作成された賦課情報ファイルを徴収方法ごとに住民・給与支払者・年金支払者へそれぞれ税額通知。また、住登外課税した課税対象者の住民登録地に久留米市が個人住民税を賦課した旨を通知。      ⑤住民から課税・所得証明の要請があった場合に証明書を発行。</p>	<p>①既存住民基本台帳システムを経由して個人番号等を取得し、課税対象者情報を作成。      ②提出された申告等情報を画像と数値の電子データ化し、課税対象者に特定。各課税対象者ごとに合算・統合、さらに精査した賦課情報ファイルを作成・保管。      ③不完全の申告等情報で他市町村で個人住民税が賦課されることが判明したものは、資料回送。      ④②で作成された賦課情報ファイルを徴収方法ごとに住民・給与支払者・年金支払者へそれぞれ税額通知。また、住登外課税した課税対象者の住民登録地に久留米市が個人住民税を賦課した旨を通知。</p>	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	4件	3件	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1、委託事項2	委託事項1、委託事項2	委託事項1に集約	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤委託先名の確認方法	久留米市情報公開条例第5条に基づく開示請求にて確認できる。	久留米市情報公開条例(平成13年久留米市条例第24号)第5条に基づく開示請求にて確認できる。	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	委託事項3	委託事項1・2集約による番号ずれ修正、委託業務の拡大等に伴う整理	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	委託事項4	委託事項1・2集約による番号ずれ修正、提供方法整理、その他文言の整理	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	提供を行っている 3件 移転を行っている 2件	提供を行っている 74件 移転を行っている 25件	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転	提供先1～3	提供先1～74 改正・記載方法の変更によるもの	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転	移転先1～2	移転先1～25 記載方法の変更によるもの	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<個人住民税システム・国税連携システム・eLTAXシステムにおける措置> ①紙等の媒体で提出された申告等情報は、保存期間を経過した後市民税課にて久留米市設置の焼却施設にて焼却する。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、特定個人情報のデータについて復元できないよう物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して消去を行う。	<個人住民税システム・国税連携システム・eLTAXシステムにおける措置> ①紙等の媒体で提出された申告等情報は、保存期間を経過した後、市民税課にて久留米市設置のごみ処理施設内の機密文書シュレッダー施設にて処理する。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、特定個人情報のデータについて復元できないよう物理的破壊又は、専用ソフトを利用して消去を行う。	事後	
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示等により本人確認を行い、対象者であることを確認する。	①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード、身分証明書の提示等により本人確認を行い、対象者であることを確認する。	事後	
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 入手の際の本人確認の措置の内容	①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や住所・氏名・生年月日等の4情報の聞き取りにより本人確認を行う。	①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード、身分証明書の提示や住所・氏名・生年月日等の4情報の聞き取りにより本人確認を行う。	事後	
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	番号法第9条第1項別表第1	番号法別表	事後	
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	①保守運用委託やオペレーション業務	①運用・保守業務委託	事後	
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	久留米市個人情報保護条例第9条の2(特定個人情報の利用の制限)及び番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)の各規定に基づき厳格な運用を行う。 提供・移転先から「データ利用申請書」を提出させ、提供・移転元である市民文化部市民税課がその法的根拠等を判断し、承認したものののみ提供・移転を許可する。	番号法及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき厳格な運用を行う。 提供・移転先からの申請に対し、提供・移転元である市民文化部市民税課がその法的根拠等を確認し、承認したものののみ提供・移転をする。	事後	
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1-リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び番号法第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1-⑥技術的対策-具体的な対策の内容	地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3-消去手順-手順の内容	②保存期限を過ぎた申告等情報のうち紙媒体によるものについては、市民税課において久留米市の設置する焼却施設にて直接焼却処分を行う。	②保存期限を過ぎた申告等情報のうち紙媒体によるものについては、市民税課にて久留米市設置のごみ処理施設内の機密文書シュレッダー施設にて処理する。	事後	
	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	<久留米市における措置> 個人情報保護制度の所管課である総務部総務課と情報セキュリティ対策の所管課である総務部情報政策課が共同で特定個人情報ファイルの取扱いについて適切な措置が講じられているか、年1回、監査を行う。監査により指摘された事項は、問題点を把握し、改善を行つ。	<久留米市における措置> 特定個人情報保護制度の所管課である総務部法制室と情報セキュリティ対策の所管課である総務部情報政策課が共同で特定個人情報ファイルの取扱いについて適切な措置が講じられているか、2年に1回、監査を行う。監査により指摘された事項は、問題点を把握し、改善を行つ。	事後	
	V 開示請求・問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法-特記事項	手続きについては、久留米市個人情報保護条例による。	手続きについては、久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年久留米市条例第1号)による。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	V 開示請求、問合せ ① 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②個人情報ファイル簿の公表-公表場所	市役所本庁舎地下1階行政資料コーナー	久留米市ホームページ	事後	
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1(個人住民税システム) ③他のシステムとの接続	その他(国民健康保険システム)	削除	事前	任意項目
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3(行政基本システム) ③他のシステムとの接続	その他(国民健康保険システム、国保収納管理システム、国保滞納管理システム、住宅収納管理システム)	その他(住宅管理システム)	事前	任意項目
	I 基本情報 (別添1)事務の内容		システム標準化等に伴う業務システム間の連携等の変更	事前	任意項目
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目-全ての記録項目		システム標準化に伴う記録項目整理	事前	任意項目
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3		システム標準化等に伴う委託範囲の変更	事前	任意項目
	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所		<p>【下記内容追記】</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次の要件を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</li> </ul> <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	事前	重要項目
	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法		<p>【下記内容追記】</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなれないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。</p> <p>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p>	事前	任意項目
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1-⑤物理的対策-具体的な対策の内容		<p>【下記内容追記】</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p>	事前	重要項目

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1~⑥技術的対策-具体的な対策の内容		<p>【下記内容追記】</p> <p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②地方公共団体が委託したASP「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準[第1.0版]」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASPをい。以下同じ。」又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、バージョンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>	事前	重要項目
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3-消去手順-手順の内容		<p>【下記内容追記】</p> <p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <p>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	事前	重要項目
	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査-具体的な内容		<p>【下記内容追記】</p> <p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <p>ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>	事前	重要項目
	IV その他のリスク対策 3. その他の対策		<p>【下記内容追記】</p> <p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <p>ガバメントクラウド上の業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。</p> <p>ガバメントクラウド上の業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。</p> <p>具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	事前	重要項目